

令和元年

南三陸町議会会議録

第8回定例会 12月10日 開 会
12月17日 閉 会

南三陸町議会

令和元年 12 月 13 日（金曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

令和元年12月13日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	三 浦 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事 (漁 港 担 当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	佐 藤 正 文 君
総 合 支 所 長	佐久間 三津也 君
南三陸病院事務長	佐 藤 和 則 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩 淵 武 久 君
教育委員会部局	
教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	高 橋 一 清 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	千 葉 啓 君

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第4号

令和元年12月13日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情8の3 JR気仙沼線の鉄道事業廃止届撤回に関する陳情書
- 第 4 議案第113号 南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定
について
- 第 5 議案第114号 南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第115号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 第 7 議案第116号 南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制
定について
- 第 8 議案第117号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第118号 南三陸町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条
例制定について
- 第10 議案第119号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 第11 議案第120号 南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 第12 議案第121号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第122号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第123号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第124号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第125号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件
日程第 1 から日程第 1 2 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日定例会4日目であります。本日もよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番及川幸子君、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告9番、及川幸子君。質問件名、1、祈念公園について。2、公共交通体系の確保について。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） おはようございます。

7番及川幸子です。議長の許可をいただいたので、祈念公園について一般質問を町長にさせていただきます。

9月定例会に引き続き、今回も祈念公園にした理由は、開示請求していろいろさまざま見えてきました。また、17日祈念公園一部開園式典も開催されます。8年前防災庁舎解体を判断した遺族の思い、そして、やっと一部開園にこぎ着けた思いが複雑に入り交じり、うまく質問ができるかどうかわかりませんが、次の4点について質問させていただきます。

通告の順番に変更がありますが、1点目、祈念公園と都市公園に区分した理由。2点目、祈念公園追加工事2回増額分ですね、その内容の再確認。3点目、工事金額が適正であったのか。4点目、祈念公園エリアの県工事との連携について。

以上4点について、登壇より質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

戸倉小学校の皆さんたち、ようこそいらっしゃいました。歓迎を申し上げさせていただきます。

さわやかな一般質問にしたいと思いますので、どうぞ及川議員よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、まず1点目のご質問、祈念工事、追加工事についてであります。祈念公園の整備につきましては、平成28年12月15日に独立行政法人都市再生機構と業務委託契約を締結し、その後平成29年6月23日に第1回の変更契約を締結、平成31年3月28日に第2回の変更、令和元年6月26日に第3回の変更契約を締結しております。いずれにおきましても、所要の金額の変更及び期間の延伸であり、今後も契約期間内の完成を目指して整備を進めていく考えであります。

2点目のご質問、工事金額についてであります。契約金額につきましては、当初契約において7億7,922万円、第1回変更契約においては当初金額に2億1,610万8,000円を増額して、9億9,532万8,000円、第3回変更契約においては、第1回変更金額に4億4,746万2,000円を増額した14億4,279万円となっております。

いずれにおきましても、金額の積算は業務委託先である都市再生機構が行っており、同機構の積算基準に基づいて算出されるものであることから、適正な金額であると考えております。

次に、3点目のご質問、祈念公園と都市公園の意味についてであります。祈念公園につきましては、法律上都市計画法及び都市公園法に基づく都市公園として整備するものであります。都市公園としての種別は総合公園に位置づけられ、当該公園は住民全般の休息、散歩、遊戯等、総合的な利用に供することを目的とするものであります。

祈念公園は、この法律上の都市公園における名称として「祈念公園」と名づけたものであります。

最後に、4点目になりますが、祈念公園エリアの県工事との連携についてであります。現在祈念公園の東側においては、祈念公園の工事と並行して県が施工する八幡川河川災害復旧工事、町が施工する中橋地区築堤護岸工事、中橋上部工工事などが行われており、工事現場が輻輳していることから、工程調整や作業ヤードなどの共有など、連携を図っているところであります。

今後も祈念公園や他事業に支障を来すことのないように、県と調整を図りながら、整備を進

めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまるご説明ありましたが、なかなか私のこのか弱い頭の中では整理できない部分がありまして、ちょっとお伺いします。

祈念公園ですね。今現在17日に開園しようとしている築山のある部分、あれメモリアルゾーンと位置づけられているようなんですけれども、これが私的にはですよ、祈念公園であって、都市公園が下の平場と解しているのか、その辺、再度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 逆です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、下、平場の部分がメモリアルゾーンの祈念公園ということ、それから、都市公園というのは、そうすると築山があるほうの今度一部開園するという築山にあるのが都市公園ということなのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 都市公園として整備する震災復興祈念公園は、6.3ヘクタール、築山とあとはその東側、防災対策庁舎側と言えいいんですかね。平場の部分も含めて6.3ヘクタールでございます。

そして、ただ、復興交付金がほぼほぼ入っているんですけれども、復興交付金の仕分けとして基幹事業と効果促進事業というものがございます。今議員がお話しされている都市公園というのは、いわゆる基幹の部分でございます。基幹の部分を都市公園事業として5省40事業の都市公園事業として認めていただいたと。平場の部分につきましては、低地部のいわゆる防災集団移転促進事業という事業があつて入っておりますけれども、その跡地利用という位置づけの中で、効果促進事業という形で、同じ復興交付金でございますけれども、そういった形で事業の区分ですかね、が違うというものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ちょっと我々議会には6.3ヘクタール祈念公園として1つで上程されていますので、どうもこんがらがってしまうんですね。

この2つの公園事業なぜ組み合わせなきゃならなかったのかという、そういうところをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） なぜと申されましても、復興庁さんとの協議の中でそういう形で事業をやっていこうと。要は、基幹事業だけで6.3ヘクタールというのはなかなか国としてもなかなか整備費用の観点とか、あとは国としての考え方、仕分けの考え方からなかなか全部を基幹事業としてというのはなかなかいかないという中で、知恵を出し合いながら復興効果促進事業という形の仕分けであれば何とか復興交付金が入れると。入れることは国としても是とできるという中で、事業の細分がそういうふうに整理をされたというものでございます。

ちょっとわかりづらいといえわかりづらいんですけども、都市公園としては6.3ヘクタールで、その事業の、それを整備するための事業の財源区分といたしまして5省40事業の1つである都市公園事業プラス効果促進事業の2つが入っているというものでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何か我々議会には1つの公園エリアとして6.3ヘクタール、それを予算措置して私たちもそれを認めたわけですよ。そうすると、この復興祈念公園の復興予算は、3ヘクタールしかつかず、都市公園としているのは祈念公園ではないという部分、なかなかこんがらがって、私の頭では理解できない。6.3ヘクタールの中に2つの事業が入っているのかなという、そういうイメージがするんですけども。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 話を聞いていますと、やっぱり事業の内容を全く理解していないんですよ。5省40事業という基幹事業がございまして、これはあくまでもいわゆる財源と基幹事業としてやれるのはこの5省40事業、これに入っている部分はやれますが、そうでない部分は効果促進事業でやるしかないんですよ。

ですから及川議員、5省40事業というのが一体何なのかということの根本をわからないと、いつまでたっても頭が混乱するだけなんです。そこをちょっと理解してもらわないと困る。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） あくまでも6.3ヘクタールの事業は、都市公園として都市公園を整備する1つの事業でございます。

町長今申したように、それを整備する財源として2種類の金が入っていると。いずれも交付金でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最初からこの祈念公園については、24ヘクタールの祈念公園が大き過ぎると言われて、6.3ヘクタールに縮小したという説明は議会で篤と聞いております。

そうすると、その5事業のそれは皆さんがそのとおりにおわかりでしょうけれども、我々は議会で説明された内容でここでお話ししているんです。そういうことからすると、6ヘクタールに縮小したと説明しておりますけれども、この本当は3ヘクタール程度が復興庁が認めた祈念公園であって、残りは町の公園で保管するというような、そんな形にしか私は捉えられないんですよ。

そもそもこの24ヘクタールの祈念公園が欲しいとか、町民に要望があって、これは始まったものなのか、その辺伺いたいします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） これまでも何度も議会でご説明してきた部分もありますので、まず、前段の部分でございますけれども、一部復興庁が認めていない部分あるのみたいなニュアンスで私は聞いたんですけれども、そうではございません。この6.3ヘクタールにつきましては、復興交付金が全て入っておりますので、この6.3ヘクタールについて復興庁が復興交付金を入れることを是としますということで、認めております。今の及川議員の前段の部分につきましては、ちょっと我々としてはそうですねと言うわけにはまいりません。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最初から私たち議会にこの祈念公園はこういう補助事業で2つの復興事業費を使ってやっていますよという中身が報告されていれば、それで納得するんですけども、最初は1つのくくりで24ヘクタールが6.3ヘクタールになりましたよという1つのくくりの中で祈念公園が始まっているものですから、なかなかこれはそういう議会報告あったものですから、どこまでも尾を引きずっていくんです。

私の頭の整理がつかない、私のふがいなさもありますけれども、上程され、2回の変更契約が上程されてきたのも、1つのくくりで来ています。このこっこの公園の分、こっこの公園ではなくて、1億3,000万円、瓦れき撤去も6,500万円の祈念公園1つのくくりの中でそういう予算措置をとってあるので、何でかな、何でかなという思いがするわけです。

そうすると、今度一部開園17日にやる公園、これは一部開園する部分ですね。工事を終了し

ている。そして、開園する。そういう思いがあるんですけども、この部分というのは、工事完了しての開園なのか。一部開園だから、全部終わっていないけれども、一部を開園するのか。そういうところをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） きのうきょう議員でここに来たわけでなくて、これまでの経緯経過については、議会の中でずっとこの変わり方も含めてずっと説明をしてきています。そのときにも何も及川議員おっしゃらなくて、ここ一、二年になって突然にわからない、わからないという話になりますが、これまでの経緯経過は議員さんたち皆さんご承知ですよ。知らないのは及川議員一人だけじゃないですか、そうすると。

そういう経緯でこれまでずっと議場で説明をしてきたわけでございますので、そこは十二分に理解していただかないと困る。

それから、もう1点、一部開園の件でございますが、文字どおり一部開園です。全部開園ではございません。工事はまだ継続中であります。したがって、今回の一部開園については、一部の公園の築山を含めた周辺の完成に伴っての一部開園ということで、今回17日に開催をするということでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと。

これ以上私説明しようございませんので。

○議長（三浦清人君） さわやかな答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。私ちょっとさわやかじゃないので申しわけありません。

今初めて聞いたというお話でございますが、議会の議決に付す契約に関しては、まさにそのとおりなんです。こういう業務なり工事を発注するという、5,000万円以上の重要な契約の中身についてご審議をいただくというものと私は理解しております。二十数年公務員やっておりますけれども、そういうものなんだと。

るる申し上げておりますが、その財源の内訳につきましては、やはり予算なり特別委員会なりで町長が申しあげましたとおり、5省40事業とは何ぞやという部分を含めて、これまで議会の皆様に対して可能な限りわかりやすくご説明をしてきたというふうな認識のもとに、5,000万円以上の重要な契約の歳出の概要等々につきまして説明を行い、議決を賜ってまいったというものかと思っております。

工事のエリアにつきましては、町が引き渡しを受けて、その一部ですね。17日ですか、予定しておりますけれども、に一部を開園をしたいというものでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 一部ということは、再三私もその一部開園して事故が発生したらどうするのかということを懸念して再三言っていますけれども、一部開園ですから、できる金額を出来高で払ったのか。町の所有になったから開園するんでしょうから、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 質問の趣旨が済みません、よくわからない中で答弁することをお許してください。

通常出来高検査を行って、うちの技術職員が検査を最終的にして、この場合ですとURから請求があった場合お支払いをするというものでございます。

今払ったのかみたいな、結果みたいな形でご質問いただきましたけれども、まだ実はきょう13ですかね、今月に入って検査を行っておりますので、相手方から請求はまだございません。請求がない限りにおいてお支払いは当然その段階ではしないというのが立て分けでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今月竣工……、一部検査をしていただいて、これからの支払いになるわけですがけれども、私は常々心配しているのはそこなんです。町全額払って町が引き受けて、そこで事故が起きれば当然町の責任になるわけですがけれども、今途中となかの中で17日一部開園して何かありましたといったらば、どうするのかということを再三聞いていると、そこはケース・バイ・ケースで業者の場合もあるし、こっちの場合もあるし、話し合いでそこは決めていくというご答弁でしたね。前回も。そこが一番懸念される部分ですよ。

100%事故が起きないということを我々は信じるんですけれども、それでも昨今いろいろなところで災害が起きております。

先日も19号台風のときもそういう何十億円の工事を抱えてどうだったんだろうかなと議会でもそこを現場確認する必要があるんじゃないですかと言ったら、議会はまあそこまではしなくてもいいんだろうということで、現地確認はしなかったんですけれども、そういう心配があるから、再三ここで言うので、そういうほうの、そういうところの懸念はいかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。一義的にはそこで事故が起きた場合、町なのか業者なのか、それは話し合いだというお話ありましたが、そうではなくて、まず、事故が起きたときの原因について、そこを丁寧に確認をしなければいけないと。その結果、町の管理に瑕疵がある、あったんじゃないのかと。あるいは業者なのかとか、あるいはそこを訪れた者なのかという部分について、しっかりと確認をしなければいけないと。その上での負担の割合という話に進んでいくのかなと思います。

100%起きないと信じたいというお話でございましたが、私は起きるんじゃないかと常に思っています。起きるんじゃないかと思って見なかったらどうするんだ、おまえという話は常に言っていますと。絶対起きるんだと思ってやれやという話は常にわかっていますという話でやっています。ただ、それでも起きるんだ。事故というのは。

そのための責任について業者とCMJVあるいは町とURのあたり、間で当然契約条項の中でなければ別のところで話し合いをしております。

それでも多分、多分というか起きると私は考えたほうがいいと思う中で工事を進めていただきたいというお話しております。

議員窓口に、私のところに来て今のお話前されましたけれども、私も同じです。事故が起きたらそれはもう私はいても立ってもおられません。という思いの中で、ごめんなさい。毎日祈念公園に私は行っています。行って、穴ないかというあたりはうちの職員としても私行けないときは職員なりでとにかくいろいろな目で見ましようという形で、きょうまで参っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 17日の開園を目前にして、先日の19号の被害は全くなかったんでしょうか。その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 今回17日の一部開園のエリアにつきましては、ほぼほぼ被害はなかったものと思っております。

ただ、一部17日のエリア開園外の部分で防災対策庁舎周辺が冠水をいたしましたので、その影響で設置しておりました配電盤につきましては、一部部品の交換が必要となりました。

祈念公園の19号の影響といたしましては、私の聞いている限りはそういったところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 防災庁舎のあたりは常に水があそこはたまる場所なので、今後とも公園の設置と整備については、ポンプアップをするということで、2台をポンプアップの機械を設置する予定になっていましたけれども、その機械が今回の19号で浸水、あたりが浸水したのと同程度のもので間に合うのか、それを使用、ポンプをどのような形で使ってくみ上げたのか。使わなかったのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） マンホールポンプが稼働していたのかということでございますが、稼働はまだしておりませんでした。

現在工事中でございます。マンホールポンプ、防災対策庁舎の西側の部分が今、張芝の工事を進めておりまして、いわゆる砂とか泥とかを敷きならしたりという工事をしておりますので、マンホールポンプにつきましては、完成後に稼働させるというような考え方でございました。

あのエリアにつきましては、そうはいいながらも仮設の排水ポンプを設置をいたしまして、水をかいていると。19号が来たときにもそういう状態でしたが、何分物すごい大雨でございましたので、あの一带は残念ながら冠水をいたしました。

マンホールポンプを設置、加えて配電盤の位置でございますけれども、現在約3メートルほど現地盤より盛り土工事を進めておりますが、その配電盤は盛り土前の状態のところ仮置きをせざるを得ないということで、置いてあった状態でございますので、完成後におきましては、その配電盤の冠水も19号と同程度であればないだろうというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今後台風19号の水位、それらにも対応できるというようなお話でしたけれども、その何日、今回の19号で冠水した部分の水を排水するのに何日かかったのか。1日で終わったのか、何時間で終わったのか、ご存じであればお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。私も現場行ったんですけれども、翌日か翌々日かぐらいまではたしかかかったというふうに思っております。

加えて申せば、やはり同じような、19号と同レベルのぐらいの大雨が降った場合は、防災対策庁舎の部分は完成後においても冠水が見込まれます。

ただ、マンホールポンプを稼働して、何日、1日で終わるのか2日かかるのかわかりませんが、けれども、どういう雨が降るかわからないので、ただ、あの種の雨が降ればやはりあの一帯は冠水をすると考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これから完成していくわけですがけれども、やはり今回の19号台風を教訓にして、今後のどのようにしてあそこを利用させるか、例えば大雨が降った場合は、そのエリアに入らない工夫をさせていくとか、いろいろな、これを教訓にいろいろなことが考えられますので、その辺は十分考慮して工事を進めていっていただきたいと思います。

それでは、1点目については終わりといたしまして、2点目、済みません。通告と順序が違っております。

2点目、祈念公園の追加工事、2回増額の内容再確認についてでございます。

先ほどの町長の答弁でもありました、平成29年5月定例会で増額変更1回目ありました。2回目は、工事の延長の変更でした。1回目は、地中埋設物撤去工事費1億3,000万円として計上しております。その内容説明資料に開示請求をしたのと照らし合わせると、そのほかに第3回目は、瓦れき撤去として6,500万円と出ております。どちらもこの開示請求の書類から工事内容がわかるものは、資料の中には出てきませんでした。

この2つの変更契約に値する現場写真や東松島に運んだと思われる痕跡がちょっとわからないところがあったので、もしくはこれ以上のものが開示請求で出てくるのか、後は出てこないのか、その辺伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 物すごい数の開示請求をいただきました。うちの職員、それこそほかの仕事を置いてでもやらなきゃいけないのかなと思うぐらいの大量の開示請求を今回いっぱい出てきて、とにかく探せと。これ真剣に真面目に対応しなきゃいけないんだということで、私も指示をしながら、一生懸命開示請求の趣旨を理解しようと思って、それこそ夜っぴてやりました。隠すことなく、一生懸命あるものを出しましょうと。でも、ないものはないんだということで、しっかり対応させていただいたつもりでございます。

その中で、わからないことはありますけれども、瓦れきのコンクリート等の撤去につきましては、まだ業務が完成していない限りにおいて、町として成果品として町として保有をしていないという状態でございますので、今現時点でと言われても町として保有していないものはお出しすることができないと。

ただ、最終的に業務が完了した後において、成果品としてその写真等が引き渡された後においては、開示請求がございましたら、お出しをできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） もう1点お伺いします。

変更工事費に記載されていたのは、殻撤去費でしたね。この殻撤去とは、アスファルト殻とかコンクリート殻など、建設副産物の廃棄と聞きますが、それであれば、基本的に当初設計に組み込まれるべきではなかったのかなという思いがしますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。当初設計、当初の設計には当然入って、議員ご指摘のとおり入っておりませんでした。時間のなかで、とにかくまず動かそうということで、まず工事を始めさせていただこうという中で、あとは不確定要素とかにつきましては、発注した後において走りながら、考えながら走りながらという形で、祈念公園を28年の12月ですか、に議決をいただいて契約をしたということでございます。

ご指摘のとおり、当初は瓦れきの処理については、契約に入っておりませんでした。この何で入っていなかったのかという考え方でございますけれども、祈念公園のエリアはすべから最終的に町有地という形になること、あと、一定程度の盛り土が図られることといった中で、かつ、保健所なりとの細かい打ち合わせがなかなかまで到達できていなかった中での契約でございました。

その後において、保健所なりと細部の瓦れき処理の関係につきまして確認をしたところ、やはりとるべきはとるとというのが考え方だからということで、その分はやはりとらないといけないということで、変更契約をさせていただいたというものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 当初ではとってなくて、途中からということもわかりました。

再三殻撤去、1億3,000万円の場合は地中埋設物撤去、6,500万円の場合は瓦れき撤去となっていました。しかし、この中身を見ていくと、確かに試掘したときは細いもの、タイヤだとか、サッシとか、いろいろ家庭で使っているものも試掘したときの写真には出てきました。しかし、それを運んだという写真もなければ、殻、確かに殻、コンクリート殻、前日も説明の中で、殻とありましたけれども、それらを運んだ、それはあります。2,400立米ですから、

2,400トンになりますけれども、それを運んだというマニフェスト、伝票もありますけれども、それらは1億3,000万円、そして6,500万円に値するような額ではないと私はこれを見てですよ、開示請求したのを見てそう思いました。

この中の1億3,000万円、1回目の1億3,000万円のこの金額ですね。1億3,000万円の金額がこれでは事業費1億1,630万円と、金額が違っているわけなんです。これ見積もり。URの出した見積もりと。

それから、この6億3,000万円、第3回目の契約の中で、6億5,000万円の内訳が7,931万7,000円、今回申請があるときなっているんです。議会に出した1億3,000万円と6,500万円の数字がこれ合わないということになりますけれども、その辺はどういうことなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、URと町の契約は、議員皆さん篤にご承知のとおり、あくまでも概算契約でございます。瓦れきの処理もそうなんですけれども、掘ってみなければわからないと。ボリュームですね。という部分があるので、あくまでも想定推量の中でボリュームを推計をして金額を概算ではじいて契約をすると。

最終的に出来高で確定をするということなので、ぴったりではないというのがまず1つ。

あと、今の数字が合わないんだけどとかという部分につきましては、済みません。どの書類をもってというお話がちょっとわからないので、ちょっと正確にお答えすることはちょっと困難です。

大変恐縮なんでございますけれども、そういった細部につきましては、私も全部細かい部分まで全部承知をしているわけではございませんので、大変恐縮なんですけれども、開示請求書をいただいた中身について疑義がある場合は、どうぞうちの課のほうに来ていただいて、そこは解決していただければありがたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 済みません。金額のほうは次の3番目の工事金額のほうで申し上げているところを今の場面で言ってしまいましたけれども、まず、今までの説明では公園、緑地、きょうではなくて、今までの議会の中では、この祈念公園というのは市街地ではないので、制度上土地区画整理事業は適用できないと説明されてきたのを私はそう解釈しています。

この瓦れき撤去事業は、市街地整備事業予定地区で運用可能な事業ではないでしょうか。それで、そう解釈してよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 瓦れき処理は、特に市街地整備事業でしかできないというものではございません。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） じゃ、3番目の工事金額が適正であるのかということに入らせていただきます。

先ほど申しあげました1億3,000万円と6,500万円の差異があるという、議会の資料との差異があるということで、先ほどお伺いしました。

次、地中埋設物の撤去工事として、水道管撤去の写真や仕分書が開示請求で出てきました。それらを精査分析すると、上下水道課が直接工事発注したもので、URが発注したものではないようなんです。どうもこの開示請求見ますとね。

さらに、その廃棄物処分のマニフェスト、マニフェストというと廃棄物の処分伝票ですね。それはCMJVの現場作業車のものでした。

このような混乱がなぜ生じているのか。わかっている範囲でお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。わかりません。水道所長わかりますか。

申しわけないんですけども、もう1点だけお話しさせていただきますね。町、わかる限り一生懸命私も答弁用意してお答えをいたしますけれども、本業務、区画整理もそうなんですけれども、町はURに業務を委託をして、URが発注者となって、発注者の責任において業務を受注者であるCMJVにやっているということでございます。

ですので、済みません。マニフェスト、逐一我々の手元には届きません。マニフェストで言えば、最終的には来るんですけども、逐一はURにも届きません。発注者が運搬事業者あるいは中間処分業者との間で正確にやりとりをしながらというものでございますので、その点につきまして、大変恐縮なんですけれども、お答えはいたしかねると。そういう立て分けでございますので、さすがにわからないものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1億3,000万円、6,500万円どちらも地中埋設物、瓦れき撤去、その工事費なわけですけども、この開示請求から見えたものがその裏づけとなるものがなくて、出てきたのは上下水道課が発注している、その2,000万円前後の瓦れき撤去、水道管の撤去ですね。地下埋設物ですから、水道管の撤去、それがきれいに写真づけで出てきているんです。

だから、私の頭の中ではとてもこれどうなんだろうなと疑問ばかり残ってくる、この開示請求の中身でした。

じゃ、その地下埋設物である下水管とか、そういうものはどうしたんだろなと思って聞いたら、それはこの南三陸町、志津川の地盤も常に水が乗って柔らかい土質なので、そのまま埋めているものもあるということでした。だから、抜けない。抜くとそこの地盤が弱くなってしまうから、そのまま埋めているものもある。で、出て来ない。水道管だけがきれいに、それも直接発注ですから、URでない、そういう業者さんに発注して、金額が今2,000万円前後、詳しく何百何十までは記憶ないんですけれども、2,000万円程度のものだったんです。

だから、そういうことをしていくと、どうなのかな。そのURの部分がこれ以上出てくるのかな。裏づけとなるものが出てくるのかな。出てきてほしいなと思っております。

19日また残っているものが開示請求が出てきますけれども、それにあればいいんですけれども、そういう心配も疑念も持っております。

それから、時間もないので、次4番、祈念公園エリアの県工事との連携についてでございます。

復興祈念公園とさんさん商店街を結ぶ中橋について、八幡川堤防の護岸工事は県から町へ委託工事と聞いております。この委託工事の状況について、開示しましたら、28年契約してから31年まで変更、変更の山でした。こういう一連の、こんなに変更、あそこの部分だけでこういう変更が、変更の山でいっぱいでした。中身見るの大変でした。

私の頭では理解しがたいわけなんですけれども、その変更契約についてどういう理由でどういう経緯だったのかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 中橋の護岸工事エリアにつきましては、さまざまな工事が輻輳いたしておりますので、その時々の影響を工事の工期に照らして延長する必要があるといった場合において、宮城県と打ち合わせをした上で、協定の変更を交わしているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は、復興事業推進課に行って、なぜこんなにおくれるんですかと。おくれるたびに経費が膨らんで、URの職員の分も持たなきゃいけないので、こんなにおくれているんですかと言うと、県のほうがおくれている。県工事がおくれているというお話でしたので、私も県に行って聞いたら、いや、それは違いますよ。町さんに委託しているのです、町さ

んから聞いてくださいと。県の責任ではないですよ。責任どっちが責任逃れしているんだか私にはわからないんですけども、そういう話の中で、これを見ると、実績報告、29年度協定書に係る実績報告書が完了届と1回出ております。というのは、その中身を見ますと、延長ですね、右岸と左岸の延長がちょっと変わった、変更があったという、協定延長の内容でした。

そのほかのものは、中身が見えないんですけども、この28協定を結んで、31年までどういうために変更、変更といったのか。その辺もう一度お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 結構なボリュームなんです。議員おっしゃるとおり、何度も変更かけております。協定書というのは、県とやりとりしているのは、基本的な考え方を示した基本協定及び年度ごとの事業エリア、事業費をそれとは別にとということで、今2つセットで動いていくということなので、結構大量になるんですよ。

変更の中身でございますけれども、県と協定をして結構な金額でございます。これにつきましては、町は升川建設及び佐藤工務店という形でそれぞれ工事請負業者と契約を交わして、議会のほうにお示しをした上でこれまで変更の理由も説明をさせていただいた上で来ておりますので、議長が申したとおりでございます。

さらにということございましたら、どうぞうちの職員のほうに確認をしていただければ丁寧にお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いしますけれども、それは工事のおくれに伴うわけですけども、県に県はいや、町さんの、町は県がおくれていると言うんですけども、県が町、委託契約しているから、町さんに任せていますよと言っているんですけども、その考えはどうなんでしょうか。どちらが正しいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 県のせいだ、町のせいだというようなふうに私どもは考えたことは一つもございません。質問にもございますとおり、宮城県、あとは国さんとか県さんとか、関係機関と連携とありますけれども、調整をしながら、一緒に復興を進めていこうということでございますので、何も町は県のせいだとか、県が町のせいだというような話ではないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 7番、時間の配分もありますので、2件目に入ったらいかがでしょうか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、この辺で1点目の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

7番及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、2件目、公共交通体系の確保についてでございます。

三陸自動車道延伸により、宮城交通仙台直通バスが7月1日から歌津柞沢停留所が廃止されました。町民の命を守る足であるはずの仙台直通バスが三陸道をおりないで志津川駅まで行くことに歌津町民が嘆いております。

廃止から半年たちましたが、いまだこのことについては、何の説明もなされておりませんが、どうなっているのか、経過をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） では、2点目のご質問、公共交通体系の確保についてお答えをしますが、民間事業者であります宮城交通株式会社が運行する高速バス仙台気仙沼線につきましては、三陸縦貫自動車道の延伸等に伴い、本年7月1日から歌津柞沢停留所が廃止されたところであります。

町といたしましては、歌津地区住民にとって仙台市内へ直接乗り入れることができる、貴重で欠くことのできない移動手段であることに鑑み、停留所の存続に向けた要望を行ったところであります。

しかしながら、最終的には民間事業者の判断として廃止とされたものであります。

今後は、地元住民による要望活動が計画されているところと伺っておりますので、町といたしましてもこの活動の仲介役を担うなど、住民活動を後方から支援するとともに、BRTにおいてはさらなる利便性を確保するため、鉄路で運行されておりました快速仙台行き南三陸号と同様の運行について、JR東日本と協議してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 地域住民の要望に委ねるというご回答でしたけれども、今JRさんのほうに以前震災前にありました鉄路、それが快速が仙台直通の快速がありました。そういう快速というか、BRTで、そういうことを考えているという、今ご答弁ありましたけれども、今後それは可能性として、近い将来なのか、時間がかかる予定なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の段階で見通しはございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 期待したり残念に思ったり、ちょっと動揺しておりますけれども、6月議会で私が緊急の質問をしたとき、副町長の答弁では、宮交から2月と5月、2回の協議でここは乗車率が悪いから仕方がないような話をお伺いしましたけれども、例えば朝夕、朝1日のトータルですと乗車率が悪いという、そういう12で割ったということだったんですけども、朝と朝行ったのが夕方帰ってくる、その便だけでも残してもらいたかったんですけども、それがあれば、仙台の医療機関に行ける。そして、帰ってこれる。BRTで行くと乗りかえがあるので、1日で帰ってこれない。泊まらなきゃならない。そういう状況下なんです。

ですから、ここをぜひ頑張って、朝晩の直行便だけでも残してもらいたかったというのは地元の要望でございます。

ここは、副町長、歌津の方ですので、その思いは十分歌津の人たちの思いがわかるかと思われましても、副町長の見解を下さい。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） ちょっと時系列的に説明をさせていただきますが、最初の予定では4月の20日からもう廃止をしたいというようなことで、ことしの1月18日に宮交さんが直接おいでになりました。そのときに、町としては、受け入れかねると。何としても存続を、再考をお願いしたいというようなことでお話をして、2月に4月の20日からダイヤの改定を予定

を7月まで延期をしますというような、そういう返答がございました。

その後、私直接要望書を持って3月27日に宮交さんに伺っております。そのときに、今言ったように、1日に1便往復だけでもいいので、歌津に停留所を設置したような、そういうような、本数少なくしてもいいから、そういうことはできないかというようなこと、それから、もう一度再考の方法として、時間がかかるのであれば、別なところの停留所、例えばインターの近くですね、そういうところに停車することはできないかというような、そういうお願いもしてまいりました。

ところが、最終的には、4月の26日、残念ながら、それには応えられないというような、そういうお話で、最終的には7月にダイヤ改正がありまして、歌津の柘沢が廃止になったと、そういう経緯です。

ですから、町としては、その歌津の柘沢の停留所を廃止することについては、決して容認したというようなことではなくて、町としての立場としては、ぜひ再考してほしいというようお願いをしておったんですが、残念ながら、事業者はそういう決定に至ったというようなことでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 結果的には廃止ということで、現在はこの直通のバスがなく、いまだにこの地元、先ほどの答弁では地元からの要望を待っているというお話なんですけれども、その動きとしては、当時区長さん方とも協議して進めていくというようなお話も聞かれましたけれども、その辺どのようになっているのかお伺いいたします。頓挫しているのか、それが動いているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 何か町が先導して要望活動を行うということではないんです。あくまでも地域の方からそういう要望活動を行いたいといったような話は出ていました。

町とすれば、その仲介役を担いますと。町として公文書で宮交さんに要望した文書もこういう内容では一応要望していたというお話はさせていただいております。

先般その活動を支えている地区の方からそろそろそういった動きをやっていくという話は先般も伺っています。

仲介役としての町の位置づけという形になりますので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 仲介役で町が入ることなんですけれども、やはりこれは住民皆さんが困っていることですので、仲介だけではなくて、いや、副町長行ったからだめではないんですけれども、町長どうでしょうかね。これをみずから先頭切って宮交……、以前は補助金を出して宮交さんにバスを動かしてもらっていて、補助金やって、そして成り立っておりますけれども、そういうことなども考えなきゃならないのかな。生活の足ですので、いかがでしょうか。町長、そういう考えは。今後。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にも副町長お話ししておりますように、基本的には乗降人数が圧倒的に少ないというのが現実であります。

枳沢で乗っている方々、平均1.1とか1.3とか、いわゆる1人、ほとんど1人しか乗りおりしない。

したがって、民間事業者であります宮交とすれば、採算も含めた形の中で、やはりこれでは継続してこの路線を運行するということについては難しいという、民間の、民間事業者ですから、そういう判断ということになったわけですので、先ほども副町長言いましたように、町としての意思については、明確に宮交には伝えております。

しかしながら、先ほどお話ありましたように、宮交とすれば受け入れられないと。町の考え方は受け入れられないということでございますので、これはあと地域みんなで活動するとか、そういう方向しかこの先の手はなかなかないのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま1.1というふうなお話でしたけれども、実はあそこ宮交さんでも知っているぐらい、枳沢で、歌津枳沢で随分乗ってもらっているということは、向こうからもお話出ているんです。それが12で6回の往復で12で割っているから、そういう数字になるんですけれども、朝6時台と8時台にはかなりの人数が乗って、宮交でも評価しているぐらいなんです。枳沢では乗客が多いということは。それは、宮交さんにも言われていたんです。枳沢、ここ乗る人多いですからねということは。

それっていうのは、6時と8時の台、朝なんです。結局仙台さ行く用足しに朝の便で行って夕方帰ってくる。それだけでも残してもらいたいですよ。

汽車もなく、今度は直通バスもとまらない。生活環境の悪化となり、ますます若い人はいなくなりますよ。陸の孤島となり、そこを危機感持って、宮交にかけ合ってもらいたいと思うんですけれども、町長はそれは地元委ねることなんですけれども、そうすると、い

つになるかわからない。そうすると、ますます残る、この町に残る人がいなくなる。そういう悪循環になってくるのかなと思われます。

今志津川高校が定員割れで、存続が心配されていますけれども、震災前、鉄路があった時代は、生徒の半数が町外から来ておりました。今は、BRTなので、町外者は2人か3人です。私も懸念されて、震災後卒業式なんかに行っていたんですけども、本当に4人、数えるぐらいしか今町外から来ておりません。随分変わったものだなと思っておりました。

交通体系の整備は、基本法に基づき、町が考えるべきだと思いますが、今後どうでしょうかね、この辺。ただ地域に委ねておくのか、何とか手を、町長みずからこれを何とかしなきゃいけないという意気込みはどう考えていますかね。もう一度お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 意気込みがと言いますが、基本的に一番最初にこの存続を願い出て交渉したのは町でございます。結果として、そういった宮交の最終判断ということでございますので、これでまた私が行ったからといって、あるいは副町長また行ったからといって、宮交の決定が覆るということについては、なかなかこれは現実的には考えづらいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何年か、ちょっと年度は忘れたんですけども、前私がこの件で鉄路の件でも質問したら、夕方仙台に行く直行便が気仙沼で満車になると、こちら、歌津、志津川で乗る人たちが困って乗れなくなりますよと質問したことがありました。したら、町長は後から続行便が出るから大丈夫だと。そういうご答弁されていらっしやいました。

そのときは、ああそうなのか。やっぱり我が町の佐藤町長だなと感心しました。

そういうこともありますので、やはり副町長がだめだではないですよ。町長の力は偉大な力がありますので、宮交さんに行って何とかお願いしますと言えば、何とかなるような思いがしますけれども、一肌脱いで町長が行くことによって宮交の声が大きく届かると思うんです。

先ほど停留所の場所も変えてという、副町長のお話でしたけれども、やはりそうしたことも工夫の1つだと思いますね。私もあそこまでインターからおりと、やっぱり3分、4分かかる、おりていくとかかる。そういうことを考えると、やっぱり歌津インターのそば、あそこ駐車スペースがありますから、そこにおりてくると何分もかからない。そうしたところまで車で行って、そこから乗るという方法も1つの利便性になるのかなという思いがいたしますので、その辺今後ですね、そういう考えで宮交と交渉していただくという考えはあるのか、

ないのかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほどもお話ししましたが、廃止をする時点で、その代替案ということも含めて宮交さんのほうには私から直接お話をさせていただきました。

一旦は宮交さんもわかりました、じゃ検討してみますと。それから、1カ月もたたないうちにだめでしたというような、そういう返事が来たというのが実態でございます。

ただ、形としては、民間事業者でありますので、そのときのお話では、やはり速達性、なるべく早く仙台に着きたいんだというような、そういうようなお話でございました。結局気仙沼から仙台まで、できれば2時間で結びたいんだというような宮交さんのお話でございました。

そうすると、いわゆる三陸道乗ってきて、途中で何回もおりと、その分の時間のロスが大きくなるというようなことでもございましたので、その代替案として、では、インターの近くの停留所を町で何とかするので、再考できないかというような、その代替案もお示しをいたしましたところ、最終的にはそちらでも検討したんですが、だめだというようなお話でした。

ただ、町としては、今後先ほど町長答弁で申し上げましたが、JRさんとBRTの関係で、ぜひ同じような状態をつなぐダイヤの改正もできないのかというようなことの相談をさせていただいております。

ですから、すぐに実行できるかどうかはわかりませんが、短い時間で、例えば停留所を飛ばしてBRTが運行するというような、そういう代替案についても町とJR側での協議というふうなことは今からその余地はございますので、そちらで逆に補完をするというようなことを考えてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 速達性が宮交さんで出してきたと言うんですけども、BRTはそれ以上に速達性を求めるはずです。背骨の役目をするBRTが沼田の病院に入って、中央団地に入って、そういうことを町のトップである町長がそういうBRT、鉄路がわりのそういうものまで背骨であるのを肋骨線のように、沼田、ここの志津川をBRTを回して動かしているということを考えると、やはり、この直通バスも町長の判断、努力でいかようにもなるんじゃないかなという、そういう思いがいたしますので、どうでしょうか。そういう力強い町長の宮交さんとの交渉に町長さん乗り出してはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何でもかんでも言えば世の中通るということでもございませんので、先ほど言いましたように、今JRの事務方として、快速南三陸号ということの運行について、今交渉しているというところでございますので、代替案という形の中で、そういう方向で考えていきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） いつになるかわからないですけども、そういう代替案を考えているということですので、それに期待して、この辺、これでこの件について私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

総務課長から補正予算書の事項別明細書の訂正について発言したい旨の申し入れがありましたので、許可いたします。総務課長。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 大変申しわけございません。配付させていただいておりました予算書の予算科目名の文字に1カ所誤植が発見されました。場所は、11ページの中の「清掃費補助金」という文字に誤りがございました。議案書作成に当たりましては、細心の注意を払い、慎重にしているところでございますが、誤ってしまいました。おわびを申し上げ、修正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

修正をさせていただきたいと思えますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 補正予算書事項明細書、事項別明細書の訂正につきましては、既に許可をしているところであります。

それです、12月16日の月曜日、昼食時間帯に訂正作業を行うよう指示いたしますので、議員の皆さんは、令和元年度補正予算書を月曜日に持参していただくようお願いいたします。

16日の月曜日訂正をいたします。

日程第3 陳情8の3 JR気仙沼線の鉄道事業廃止届撤回に関する陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第3、陳情8の3、JR気仙沼線の鉄道事業廃止届撤回に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情 8 の 3 については、会議規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情 8 の 3 については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情 8 の 3 を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第 4 議案第 1 1 3 号 南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第 4、議案第 113 号南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 113 号南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに任用することとなる会計年度任用職員に対し支給する給与並びに費用弁償に関し定めるべく制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第 113 号の細部説明をいたします。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から任用することとなる会計年度任用職員に対する給付について規定を整理するものであります。

制度の背景といたしましては、臨時職員の採用の方法等が法文上明確でないことや職務の内

容に応じた任用勤務条件を見直すため、地方公務員法及び地方自治法が改正されて、新たに会計年度任用職員が新設されたことに合わせて町の条例を制定するものであります。

条例案本分は、2ページから10ページまでですが、説明が複雑になりますので、議案関係参考資料で要点の説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の7ページからごらんをいただきたいと思います。

臨時・非常勤職員の任用根拠の変化というところですね。表の左側が現行の職種で、右側が制度改正後の職種区分となります。上から申し上げますが、常勤職員とは、いわゆる通常の一般職員と任期つき職員と、それから、定年後に再任用された職員を指します。2段目の再任用短時間勤務職員は、定年後再任用職員のうち、パート勤務の職員を指します。

会計年度任用職員制度にあつては、そこから下の職に係る区分の見直しとなっております。

当町では臨時的任用職員も一般非常勤職員もまとめて臨時職員と呼んでおりましたが、今回の制度で枠組みが変わることになります。

新しい制度では、臨時的任用職員に区分されるのは、正職員が病休や産休などで休んだときにその任務を代行する職員として任用する場合のみ臨時的任用職員と分類しますが、補助的な業務に従事する形で非正規採用の職員、非常勤的な業務に従事する形で非正規採用の職員については、全て会計年度任用職員と区分移行することとなります。

当町では一般会計で採用する臨時職員は、約100名程度おりますが、その多くはこの会計年度任用職員に区分されることとなります。これは、パートかフルタイム勤務かにかかわらず、職務の性質によって分類されるものでございます。

また、特別職非常勤職員の中からも労働者性の高い職、当町で申しますと、消費生活相談員や職業紹介所の相談員などにつきましては、会計年度任用職員へ移行することとなります。

このほか、特別職非常勤職員の分類に係る改正事項もございますが、その部分に係る条例の改正につきましては、年度内に改めて議案とさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、条例内容の説明に移らせていただきます。8ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、会計年度任用職員は、勤務時間が正規の正職員と同じ週38時間45分かそれ未満かでフルタイム職員とパートタイム職員に分類されます。採用は公募によります。条件つき採用期間が適用されるというところがこれまでの臨時職員制度と異なります。その期間は1カ月となっております。

任期は、会計年度の範囲内とし、次年度において再度の任用を行うことも可能ではありますが、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理することとなります。

サービスの責任は、通常の職員と同様の責任を負うこととなります。したがって、分限や懲戒の制度も適用されます。

給与につきましては、給料につきましては、フルタイム職員は正職員の1級及び2級の給料表によって適用し、手当についても資料に記載のとおり支給されることとなります。正職員との手当の違いは、勤勉手当と住居手当がないところがございます。

パートタイム職員の場合もフルタイムと同様の考え方で、給料の格付をし、時間当たりで割り戻して計算する方法で、手当につきましてもそれをベースに計算し、報酬または費用弁償の名目で支給されることとなります。

会計年度任用職員の給料及び報酬は、職務の内容に応じ、失礼しました。この部分は削除させていただきます。

休暇についても年次有給休暇や特別休暇についても適用されます。社会保険及び雇用保険については、これまでも適用されておりますが、フルタイムの職員が引き続いて12月を超えて勤務する場合は、退職手当と共済組合に加入することとなります。

これらの制度は、令和2年4月1日から施行となります。

今年度ベースでの試算によれば、財政的な影響を試算いたしますと、対象人数は99名となり、給与の増額は1人平均39万8,000円、全体では3,900万円ほどとなります。これに社会保障の町の負担を加えますと5,060万円の増額と試算しているところでございます。

財政負担を伴う制度改正ではございますが、国による法改正でありますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。1点お伺いいたします。

今後町としての5,060万円の増ということなんですけれども、これはもちろん交付税算入されてくると思われましても、それと、それから、期末手当、普通職員ですと期末、勤勉手当の2段構えになるわけなんですけれども、その臨時職員で今度は新しく任用としていくのに、その期末手当だけという説明でしたけれども、その99名の方々全員がその期末手当の該当になるのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 初めに、その財源の関係でございますが、交付税措置というような、国からの補填の制度については示されてはございません。

ですので、これからの考えとしては、一般財源での対応というふうに考えておりますが、ただ、復興事業などで雇用している部分などについては、そういった事業費の中で支弁される部分もございますので、その点は申し上げておきたいと思っております。

それから、期末手当につきましては、全ての職員に適用されます。

ただ、期末手当の制度そのものの中で、勤務された期間などによつての調整という部分は当然ながら、我々一般の職員においてもありますので、それらの詳細の部分も全て適用されます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これ国に準ずると。準拠してのことだと思われますけれども、その考え方として、同じ職員で仕事をしていくのに、片や期末手当だけで片やは期末、勤勉と入るところに仕事していく上でぎくしゃくするというか、人間の心理として職員、隔たりが出てくるんじゃないかなという思いがしますけれども、これで仕方ないんだという国のこの考え、それは説明の中で国からの説明の中でそういうところが懸念されたのかどうなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 説明の中でといたしますか、その中では特に触れられてはございません。

これまでそういった手当という部分ではなかった部分が相当な形で手厚くされる制度の改正だということでは、十分な待遇改善がなされる制度なんだろうというふうに理解してございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 何点かお伺いしたいと思いますけれども、枠組みを変えていくというようなご説明ありましたけれども、その一番はどういうメリットがあるのかということだと思いますので、何で変えるのかということです。

そこを町民の皆さんにわかりやすく伝わるように、ぜひご解説いただけたらと思っておりますが、まず、それが1点目です。

もう一つ、全国一斉の改正ということだろうと思っておりますけれども、その認識で間違いはないのかと。

それから、3点目ですけれども、参考資料のほうで8ページ目に勤務条件等が載っておりますけれども、一番最後ご説明いただいた中が少しわからなかったんですが、常勤の職員以上勤務している者が12カ月以上働くと。その場合は退職手当になるよということなんですけれども、最初のご説明では、会計年度任用職員というのは、会計年度ごとの採用ですと。いうことは、12カ月超えることってどういう場合があるんだろうと、単純に疑問に思いましたので、具体例があればお話お示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 非常に枠組みの部分ですけれども、少しわかりにくいんですけれども、現在の地方公務員法と地方自治法の中には臨時的な職員についての現実的にパートであったり、長く勤務したりだけ、勤務の形態だけではなくて、本来正規の職員がやるべき仕事までを臨時職員がするという概念が法律的に整理されて、加味されていなかったということなんだそうです。国から言えば。

そういったことから、従来の臨時職員を本来正職員が行うべき業務の部分は臨時職員、臨時的任用職員としては残すけれども、いわゆる産休とか病休とかの分ですね。それ以外の本来の正職員の補助的な形で行う部分については、別途会計年度任用職員として分けましょうというくくりを新たにすると。これが大きな枠組みの改正ということになります。

メリットとすれば、国では今非正規職員などの問題があって、同一労働同一賃金という考え方の改正が必要だということから、臨時的任用職員の方々に対する給与面での制度の見直しをちゃんとつくる必要があるという部分が国としての必要の部分、メリットということになるかと思います。

基本的な制度としては、法律、それから各市町村の条例という部分までは、全国一斉でつくられるものでございまして、一般職については、この12月をもって全国一斉に改正されるという、早いところは9月の議会で改正しているところも一部あるというような状況でございます。

勤務条件の中で、退職手当、共済組合の取り扱いの説明をさせていただきましたが、会計年度任用職員はあくまで1年度ずつの任用であることは原則としてはっきりしておりますが、結果的に同じ人がもう一度翌年度に別な人を募集するという手続の中で、結果的に同じ人が町の職員として常勤で勤務するような形となっていた場合に、その実態が12月を超えて継続しているというふうなみなし方をするという、そういった解釈になるそうでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）　じゃ、2つお伺いしたいと思います。

同一労働同一賃金という考え方の流れに沿っていくんだよということですがけれども、これ、制度改正、財政支出を伴う制度改正だというお話ありましたけれども、これに変わることで、何種類か区分がありますよね。その臨時的任用職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員と、全て引くくめてでいいですから、現状の数から、要は財政支出が負担がふえると言ったらちょっと言い方が語弊があるかもしれませんが、支出がふえるわけですよね。なので、採用の人数をちょっと減らしましょうとか、そういった調整が行われる可能性、可能性というか、行われる考えが現時点であるのかどうか。これまず確認したいのが1つ。

それと、最後、3点目でお伺いした、結果的に1年でお勤め終わりですがけれども、来年も募集したら同じ人が採用になって同じ部署についたという場合は、その退職手当の対象になるよということですので、そうすると、1つ懸念すべきところは、退職手当払わないように、12カ月を超えないように採用についての判断基準に何か余計なものが入ってきやしないかと。制度上そうなら新たな支出が生まれますよという仕組みにしちゃっているのは、ちょっとまずいんじゃないかなと考えるんですけども、そこは採用担当としては、いやそんなことはありませんと答えるしかないと思いますので、きっとそう答えるだろうと思いますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　今回のこの会計年度任用職員制度導入に当たって、国の段階で既にいわゆる労働団体というような組織の方々からその実際の運用時において、そういった抑制と申しますか、そういった考え方はとらないでくれという動きは、声は当然ながらあります。

ありますが、やはり町の当然財政も考えながら進めていかなければならない立場でもありますので、そこはなるべく財政的な効率を考えて運営をしていかなければならないのは、我々の立場の一部の任務だとは思っております。

ただ、それが余りに制度の意味を全くなさないような、そういった考え方はとれないだろうというふうには思っております。

○議長（三浦清人君）　昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分　休憩

午後1時07分　再開

○議長（三浦清人君）　再開をいたします。

午前中に引き続き、議案第113号の質疑を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　じゃ、何点か伺いたいと思います。

まず、新聞ではこういった「ボーナスが出て月給が減る」という、そういう見出しで出ていた新聞もあります。そこで、先ほど課長の説明では、しっかりと真水の部分が3,900万円、そして手当を入れて5,600万円ふえるということで、大丈夫だということは確信しました。

そこで、伺いたいのは、先ほど課長説明した1号、2号ということだったんですけども、給料のこの格付というか、その部分に対して1点、それは、仕事に対してのこの格付なのか、それとも働く人の能力に対しての格付、その格付の根拠といいますか、方法、どのように考えているのか、第1点伺いたいと思います。

第2点目として、この部分に企業の部分というか、病院関係と水道関係の部分も含まれているのか。

あと、最後もう1点は、よくよその自治体の例ですと、外部委託をしているところもあると聞いていまして、今後当町ではそういった可能性が少しでもあるのか、ないか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　おっしゃっている、そのボーナスが出るようになることにあわせて、給料、月額を調整するという、そういった自治体が先行してやったところのお話としてちょっと出ているのを私も見ましたが、結局年額の総額を余り変わらなくするために、期末手当の分が出る部分を調整して給与月額を下げ格付をしようとした自治体があるようでございますが、早くもやはり国の本来やるべき、やろうとしていることに逆行するというので、問題になって、結果的に元に、元にといいいますか、正規に戻したようなお話を伺っております。

ですので、町といたしましては、基本現在支給されている金額というものを下げるような、受給者にとって不利益になるような調整というのは考えてはございません。

給与月額は、そういったものをベースに、新しい給料表に割り当て、張りつけて、格付をしていくような形になろうかと思っております。

先ほどの説明の中にもちょっとあったんですが、いわゆる12月を超えてという、連続的に、例えば雇用された場合においては、期間、任期はあくまで1年単位で打ち切る形にはなるんですが、再度雇用するときには、去年のそういった経験というものを加味して新しく格付するという形になります。

その際には、給料表においては1号俸上がるような形ですね。1号俸といいますか、1年経験を踏んだ人の格付というような形になっていく制度になってございます。

それから、病院と企業職員の部分につきましては、これには一般会計の分だけということで、入っておりません。

病院の部分で約30人程度というふうに試算しております。

外部委託については、当町では現在行っている事例はないかと思えます。

ただ、今後確かに新しい仕組みの中で、外部委託というものもその手法の1つの中に入れて検討ということに、どこの自治体も一応は検討方法の1つにはしているようですので、当町に当てはまるものがあるかどうかは、今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

午後1時14分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今ちょっと正確にということがあったんですけども、申し上げたのは、人数の中で、99人というふうに先ほど説明した中に、それは一般会計の分だけで、病院の職員はほかに30人ぐらい見込んでいるということは変わりありません。

ただ、今回の制度は、企業会計も病院会計においてもこの会計年度任用職員を適用していくような制度運営というふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の説明で、当町では今までの給料というか、それは減るということはないということを確認させていただいたということによろしいですか。はい。

あと、給料のこの格付について私お聞きしたんですけども、給料の格付について聞いたんですけども、来年度から始まるので、最初にこの認定というんですか、決めるときのその基準というか、そこを私確認したかったんですけども、今までしていた仕事をどういった基準で号俸を当てはめていくのか。もちろん今までの仕事の基準があって、それに準じるというようにしたらわかるんですけども、その決め方が、ですから、仕事の量なり仕事の質に対して決まるのか、それとも使われる人の能力に対して決まるのか、その点、再度確認させていただきたいと思えます。

あと、病院関係が30人、水道関係はないのかどうか。

それで、病院関係ですと、大体どれぐらいの予算がふえていくのか、その点確認できればお願いしたいと思います。

あと、外部委託の件ですけれども、私お聞きしたのは、全部を全部外部委託にするという、そういう自治体もあると聞いたので、当町ではそういったことがないということなんですが、一部でも今後あるような形になるのかどうかだけ、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません。もし不足がありましたらばお願いしたいんですが、1点目ですけれども、あくまでその職務の内容ということであります。職務の内容、規定の中でも申し上げましたが、正規の職員の業務をそのままに、会計年度任用職員にさせるというのは、基本的には余り事例としては好ましくないものと思っています。基本、今回明確にしなければいけなかったのは、補助的な業務ということの部分でありまして、当然ながら決裁権とか、そういったものは与えられるものではありません。したがって、その従事する業務に合わせて給料表の格付がされるという意味合いになります。

ですから、給料表、正職員の給料表でありますと、1級から2級、3級、4級と、こう上がっていきますけれども、補助的な業務でありますので、正規の職員が入って1年目から従事していくときに張りつけられる1級の給料表の中で昇給していく、昇給しても1級の中で昇給するとかという、そういった考え方になります。

それから、ちょっと水道のほうの臨時職員の人数はちょっと後で所長にお答えしてもらおうと思いますが、病院のほう、約30名とすれば、一般会計のほうが約100人ですので、0.3と、3割相当分ぐらいになるんだろうと思います。単純計算で5,000万円に対して0.3ということだと、1,500万円ぐらいになるのかなと思われまます。

委託の部分については、申しわけないんですが、これからの検討ということですので、今お答えできる部分というのはございません。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 水道事業につきましては、次の議案によりまして、この会計年度任用職員が適用されるというところになりますが、この113号の議案の中に該当する職員は現在おりません。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 以上の説明で大体わかったんですけれども、これ町長に伺いたいんです

けれども、今回の制度によって官製ワーキングプアと呼ばれている人たちの解消に少しでも役立つかどうかという、そういう考えをお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘のワーキングプアの部分とこの問題につきましては、連動はしないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） こういった給与体系とか、新たな制度に関しては、法律の施行ということで幾ら町の財源から5,600万円出すといってもなかなか被災した町であり、やっぱり財源が厳しい中でこの負担というのは町にとっても大変だと思うんですけども、この辺に関しては、町として問題はないのか。10年にして5億円という金がここで発生していくと。今法律が決まったので、これはずっとこれからも継続になっていくと思うので、ちょっと財源的な面を心配していますが、その辺お聞かせください。

あと、今今回の法律の施行でもって、この対象が90名というふうな形の、さっき総務課長の説明だったと思うんですが、パートタイマーですね、パートタイマーの方にも結局厚生年金のような形でもって今後社会保障制度が日本にとっても結構大変な状況なので、こういった制度に政府がしたような、私は受けとめ方をしていますが、これというのは基本的に町のほうとしては、法律だからしょうがないと。そういうような判断でこれを今後進めていくということなんでしょうか。その辺2点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 財源のご質問がございました。さきに7番議員さんからご質問いただいたときにお答えさせていただきましたが、現段階で明確なことは言えないので、一般財源ですとお答えをさせていただきました。

より踏み込んで情報をとろうとすれば、今県から我々説明を受けている段においては、そのようにお答えするしかないんですけども、国の中では今総務省のほうで地方財政計画の中にこれを入れて、財政的な組み立てをしたいということを考えていて、総務大臣もそのことを口にされております。

ただ、財務省との交渉は非常に難航が予想されている段階で、全く交渉の行方というのは我々の知る余地のないところになっておりまして、そういう意味で、今段階では一般財源でという覚悟で制度導入せざるを得ないだろうというふうに思っております。

それがしょうがないのかという受けとめ方ですけども、国全体として今非正規雇用が過去

の時代よりも相当数社会的構造の中で多くなり過ぎて、本来的にその国民の方々が安定的に生活をしていく上での給与体系として、給与制度として今回の会計年度任用職員制度という仕組みが国としてやはり必要だという判断に立たれておりますので、ここは町の行政としてもそういった趣旨を踏まえた運営をすべきだろうというふうに決心してといたしますか、お諮りをさせていただいているということでございます。

済みません。もし漏れれば。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） これを実施する初めのころは、基本的に町の財源でもってこれを補っていくというような形で進めると。そして、今後に当たっては、総務省、財務省とのいろいろなやりとりの中で、これは国からの交付的なことも今後考えられるのかなというような、今の総務課長の説明でした。

ぜひ町としても地方自治体全体でやっぱりそれはなかなか厳しい財源にある地方自治体ですので、その辺はやっぱり政府のほうに訴えていく必要が私はあると思いますので、その辺は町のほうにお願いしたいと思います。

今回正規社員になると、正規職員になると基本的にやっぱり厚生年金が発生してくるものと思います。例えば厚生年金の場合ですと、自分の給料の部分の数万円を自分が出して、あとは町のほうでその同等の額を出すというような形なので、本人の給料は減ると思いますが、将来的な生活の安定のための厚生年金としての支給にプラスになるというような方向だと思いますので、いいとは思いますが、やっぱりその厚生年金をもらうまでに給料が減るのかなというような、手取りの給料が減るのかなというような、ちょっと心配もしていますけれども、法律上その辺もしようがないのかなと。その辺も納得せざるを得ないと。

しかし、今町の職員の削減も含めて、管理委託も含めて、削減の方向で動いている中で、今後町の職員を減らしていくような方向に町があるとは思いますが、そういった現状の中で、まだ定年前でやめる方とか、あと前回私も新採用の件で質問したんですが、やめる方が多いと。そして、その方が間違いなく5年、10年と勤めていって職員の育成がなされると思うんですが、パートとかにしているということは、その正規職員が少ないからパートで補っているというような形の、私は判断を見ているんですが、今後の今12月ですから、3月にまた退職とか、あと新職員の採用とかありますが、その辺の動向、今現在わかるのでしたら教えてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 新しい職員の採用計画ということでお答えしたいと思います。

ことし定年で退職見込みの職員数3名と、それに年度間に退職した職員の合わせて補充をかけていかなければならないだろうと。今見通しの中で最も慎重といいますか、考えていかなければならないと思っているのは、まさに派遣職員の方々がいなくなる年度のプロパー体制での組織が確立できるように、育成も含めて図っていかなければならないということが最も大きな課題というふうに思っておりまして、そのために必要な人員というところは、やはり確保していかなければならないだろうと。

そこは、やはり受験者数、実際に受験される方々の中から町の行政業務担うにふさわしい方々を十分確保していけるかどうかというところは、これはやはり受験者の数が十分でないとなかなかそれも難しいところはあるんですけれども、そういったところで計画を進めているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 総務課長からも定年退職の方もいるし、私の情報ですと何人かまた職員の方が退職前にやめるというような話も聞いています。このパートタイマーの職員雇用に関しては、やっぱり正職員が少ない分を補うということで、1人の職員で済むところを2人、3人使って今の仕事を処理するというような方向にあると思うので、人事担当の総務課長なので、やっぱり末永く勤められるような職員指導、教育、その辺は欠かせない、今必要なものだと思いますので、パートタイマーの数云々よりも正職員のしっかりした職員の採用に力を私は入れてほしいと思います。

町長、どうでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、大前提として、今回の制度改正に伴って地方自治体の負担がふえるということですので、実は町村会も含めて制度設計したのが国ですので、やっぱりその応分の交付税算入なり、そういった財政支援ということについては、訴えていく必要あるんじゃないかという声は実はあります。

ですから、この後にどういうふうな動きになるかということとはともかくといたしまして、その辺は努力していきたいというふうに考えてございます。

いずれ、あと今の今回99人ということですが、いずれこれがこのままの数字でいくかということになりますと、少しずつでもこれは減らしていかなざるを得ないだろうというふうに認識をしてございます。

○議長（三浦清人君） 職員指導はどうか。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員おっしゃるとおり、そういった今後の課題という部分もありますので、派遣職員の方々がなくなった後の新しい体制のための職員の育成、指導という部分については、今後一層力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第114号 南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第114号南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第114号南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の創設に対応すべく、各関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第114号南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について細部説明をいたします。

本案は、議案第113号で決定いただきました会計年度任用職員制度導入に伴い関係する10条例を改正するための条例であります。

新旧対照表をもってご説明をさせていただきます。議案参考資料の9ページから21ページに

掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

初めに、9ページからごらんをいただきたいと思います。

本条例は、10条立てとなっております。1条ずつ関係する条例の一部改正を規定するものでございます。表紙、9ページの表題、南三陸町職員定数条例新旧対照表の右側に括弧で（第1条関係）とありますが、括弧内が改正条例の本文の条項を示してございますので、その点ご理解ください。

それでは、改正条例第1条関係ですが、南三陸町職員定数条例の第4条を現行は期間を定めて雇用する職員を一くくりにして定数外とする規定でしたが、改正後は会計年度任用職員とそれ以外の臨時的任用職員に分類したことにより、臨時的に任用される職員を定数外と規定するものであります。

なお、会計年度任用職員も定数外と区分されるものでありますことから、結果的には定数の考え方は従来と変わりません。

次に10ページ、第2条関係では、南三陸町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の第3条第4項として、会計年度任用職員が休職する場合の規定が追加されます。

次に11ページ、第3条関係では、南三陸町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の第3条にパートタイム会計年度任用職員が懲戒処分となった場合の報酬の減額を規定するものであります。

次に12ページ、第4条では、南三陸町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の第3条において、フルタイム会計年度任用職員の給与を公表の対象とすることを規定するものであります。

次に13ページ、第5条関係では、南三陸町職員の勤務時間、休暇に関する条例第19条において、会計年度任用職員の勤務時間と休暇について規定するものであります。

次に14ページ、第6条関係では、南三陸町職員の育児休業に関する条例第7条第2項及び第8条において、会計年度任用職員は勤勉手当の支給外であることと、昇給の適用外であることを規定するものであります。

15、16ページは、第19条において、会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の取り扱いについて1項を追加する改正であります。

次に17ページ、第7条関係は、南三陸町公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条において、法改正に伴う引用条項の改正をするものであります。

次に18、19ページであります。第8条関係では、南三陸町職員の給与に関する条例第22条に

において、これまで臨時または非常勤職員とうたっていた部分を会計年度任用職員に文言を改め、その給与を規定するものであります。

24条の2は、会計年度任用職員として任用される単純労務職の給与を規定するものであります。

次に20ページ、第9条関係では、南三陸町職員等の旅費に関する条例第2条第2項において、フルタイム会計年度任用職員への旅費を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に21ページ、第10条関係では、南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条において、会計年度任用職員として採用される企業職員の給与を規定するための改正となっております。

本条例の施行は令和2年4月1日であります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 5番です。1点だけ、1点か、1点だけ。先ほど企業会計の人数どうなんですかというお話、114号でということでしたので、そちらをお示しいただきたいなということと、あと、ちょっと済みません。私の事前にもしかしたらお伺いしたほうがよかったのかもしれませんが、参考資料21ページで、改正案と現行と左右で分かれて表示されていますけれども、左側、改正案の一番下ですね。括弧の中の条例が空欄なんですけれども、これは今後改めて公布される号だから、今のところ空欄ですよということなんでしょうか。済みません。単純疑問で恐縮ですけれども、ご教授いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 先ほど答弁申し上げたのは、この第114号議案において適用される場合の職員もありませんという意味の回答でした。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） お察しのとおりでございます、公布後に入れることとなります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回この身分の部分での改正ということですが、1点だけ伺いたいと思います。

こういった身分での改正なわけですが、先ほどの議案のときに同僚議員確認したんですけれども、それで伺いたいのは、この会計年度任用職員がプロパーになるための道という

か、そこの部分は従来方法の選考なんでしょうけれども、先ほど来聞いていると、派遣の方たちがいなくなっただけからというか、そういったことも懸念しているようですので、会計年度任用職員がプロパーになるための道というか、方法というのを改めて簡単に確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 正職員の採用試験というものがありますので、それに応募していただくということによろしいかと思えます。

○議長（三浦清人君） わかったの。ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって、参考資料の11ページです。職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表の中から、改正案といたしまして、懲戒にした場合10分の1以下を減ずるものとするという改正案が出ておりますけれども、この内容といたしましては、正規職員と同じような考えでいいのか、新たにパートタイムだけの、これだけの改正案なのか、この内容の説明をお願いいたします。

それから次に、15ページの改正案ですね育児……、15ページじゃない、失礼しました。17ページです。職員の派遣です。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表の中より、これは派遣できるというような条項、23条に規定する条件付採用になっている職員は派遣ができるということに解するんですけれども、これは、これも職員と同じように派遣ができるという解釈でよろしいのか。

それから、20ページですね。20ページの旅費に関する規定です。このことも正規職員と同じような旅費規定の扱いなのか。事故など起こした場合の規定、それらも同じ扱いになるのか。その辺。

保険は多分職員と同じ保険に入ると思われますけれども、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、11ページの懲戒処分に関する規定が一般職と同じかというご質問でございますが、同じでございます。

次に、派遣職員の規定につきましても、これは一般職員の規定と同じといたしますか、同じ扱いというようになります。

旅費についても、考え方は同様でございます。一般職員と同じルールの中で旅費が支給され、扱われるということになります。

事故を起こした場合は、正規の職員の場合ですと、事故報告をして、しかるべき処理をするという形になるんですけども、そういった事故の場合の取り扱いにおいても同様というふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、今は事故扱いは、軽微なものでも議会報告となっております。これは引き続き変わりはないことだと思いますけれども、金額に関係なく報告する義務があると思われましてけれども、その辺は新しくこれが変わった時点でやはり正規職員と同じだよということの説明はすると思いますけれども、念を入れてお願い申し上げます。

それから、懲戒の関係ですね。そのことも同じです。やはり、仕事をきちんとしてもらう限りには、こういうことも職員と同じ宣誓書はあるかと思われましてけれども、心新たにこういうことにありますよということをお伝えした上で、任用のことに運んでいただきたいと思えます。

その中で、もう一度この説明をここの懲戒に当たるということの説明を申しわけないんですけども、もう一度ご説明をお願いいたします。中身です。懲戒の、職員と同じであってもお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 我々職務上のミスといいますか、処分を受けなければならないような事案があれば、それはそれぞれの内容に応じた懲戒処分というものがございます。分限も含めてですけども、そういった考え方は、今後会計年度任用職員においても適用されるということになりますので、その法の趣旨といいますか、目的に合わせた制度運用は考えていかなければならないだろうと思っております。

いずれにしても、住民の、町民の方々の信頼に応えるための努力という部分は欠かせませんので、これは会計年度任用職員においても一般職と同様に浸透していきたいというふうに思っております。

なお、軽微な事案においても議会にと、事故報告というお話ありましたけれども、おっしゃっている部分というのは、いわゆる賠償責任とか、あるいはその和解に関する議案、これは同じ扱いになろうと思っておりますので、会計年度任用職員が起こした事故でそういった議案になる事案があれば、これは職員と同様に提案といいますか、議会にお諮りをしてまいることとなります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第115号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第115号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第115号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は議案書の16ページでございます。

議案関係参考資料でご説明させていただきますので、2冊のうち1の22ページをお開きください。

新旧対照表になります。まず、条例改正の理由でございますけれども、ただいま町長の説明にありましたとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、印鑑の登録の資格者に関する規定を整備する必要があるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の背景でございますけれども、各種の制度に必要な能力の有無に関しては、成年被後見人を理由として一律に排除せず、成年被後見人等の人権を尊重して個別に審査、判断するよう、権利の制限に係る制度の見直しがなされましたことから、南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、具体的には条例第2条の第2項に規定する印鑑の登録ができない者から成年被後見人等であっても意思能力を有する者については、印鑑の登録を可能とするよう改めるものでございます。

施行期日は令和2年1月1日でございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 改正案のところで、第2条の2の2、アンダーラインを引いてあるところで、「意思能力を有しない者」という書き方なんですけれども、これはどういった基準でこの意思能力を持っていない、有している、有していないというのを判断するのか、何かこれガイドラインか何か示されているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 総務省のほうから質疑応答集という形の中で出ていまして、その時々判断なんですけれども、印鑑登録の申請を受けた段階で法定代理人が同行しておりまして、かつ、その成年被後見人本人による申請があるときにつきましては、意思能力を有する者として判断して、受け付けることができるというふうな質疑応答集という形になっておりますので、そのときそのときの状況に応じて判断するというふうな形になると思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。

町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まずもって、その成年被後見人というのは、精神上の障害によりまして事理を弁識する能力を欠く状況にある者で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けた者ということで、後見開始の登記がなされている状況にある方でございます。

その方については、先ほどちょっとお話ししたんですけれども、成年被後見人本人が来ただけではだめでございます、成年後見人も一緒に来てその意思を表示した段階で認められるというふうな形になるということでございます。（発言あり）

○議長（三浦清人君） よろしいですか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。前者に引き続きまして、私も後見人がついてくれば印鑑登録ができますよという、ただいまの説明聞いているとそうだと解しますけれども、これは国から下がってきたもので、そうなるのはわかりますけれども、相続の関係になると、その方が後見人ではなくて、相続で登記とかという、印鑑登録が必要になってきます。そうした場合、その方が認知症とか、そういうものを患って自分で判断能力がないとか、そういった場合もある可能性としては出てくると思うんですけれども、その辺の対応までも考えなきゃならないんでないかなと思われましてけれども、その辺はいかが、どのように考えて、今後ですね、考えていくのか。

多分出てくるかと思うんです。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 先ほどもお話ししたんですけれども、成年後見人の方って全て相続関係から何から任されている、そういう方がいらっしゃると思いますので、そこはあと最初から成年被後見人ということを経験してないということではないというふうに変更するものがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 後見人がつかないで来ても大丈夫ですよということなんですか。（「逆、逆の声あり」後見人がついてこない、これ見ますとだめなんですよ。ついてきた人だけに限られるということなんですよ。）

しかし、そのほかにも、現状としてはあるはずですが、認知症の人が相続の関係で判こつくていないから登録をしますよとあって、そういう場合はどのようにするんですかということなんです。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 1人で来てもだめでございます。基本的に、成年被後見人の方というのは、1人ではちょっと何もできないような方でございますので、1人で来ても受け付けはしないというふうな形になると思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第116号 南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第116号南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第116号南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、いわゆるデジタル手続法の施行に対応すべく、各関係条例の一部を改正するものがあります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、議案第116号について細部説明をさせていただきます。

議案書は18ページから、議案関係参考資料は2冊のうちの1、23ページからになりますので、よろしくお願ひします。

最初に、改正の背景についてご説明いたします。

町長が提案理由で述べましたとおり、国におきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法と言われる法律がことし5月31日に公布されたことに伴い、行政手続のオンライン化を推進する関係法律の名称につきましても、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と名称が改められたことによる関係条例の改正となっております。

この法律改正につきましては、国の行政手続におきましては、オンライン化を原則化するというので、利便性の向上あるいは国としての行政運営の簡素化、効率化を図るものとされております。

議案関係参考資料の23ページからの新旧対照表をごらんいただければと思います。

今回の法律の改正に伴い、当町で関係する条例は3つございます。23ページの第1条関係といたしまして、固定資産評価審査委員会条例におきまして、法律名の改正に伴う一部を改正するものです。

24ページからの第2条関係におきましては、行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例におきまして、法律名の改正に伴い条例名の名称を改正するほか、文言の修正などを行うものでございます。

ちょっと飛びまして、30ページの第3条関係であります。行政不服審査関係手数料条例におきまして、法律名の改正に伴い、一部を改正する内容となっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 関係条例の文言整理、条文の改正案については、議論の差し挟む余地は余りないのかなと思っているんですけども、要は、オンライン化ですね。デジタル手続がふえるということは、本当にふえていくんですかと。国は躍起になって、総務省中心にオンラインでも行政手続が簡素化、手続ができるようにして簡素化していきましょと。言ってみれば、そのままいくと窓口の人が要らなくなるよねみたいな、そういうおとぎ話みたいな話もありますけれども、ただ、そこに向かって進んでいこうということであれば、実際はそれが進むのかどうかは、どうお考えになっているのかということは聞かなきゃいけないのかなと。

もう一つは、この法案であるとか、そういったオンライン上での手続が可能になりましたので、これぐらいオンラインによる手続がふえましたとか、もともと窓口来てたんですけども、お家で手続ができるようになりました。お家というか、出先機関でできるようになりましたというような事例の数を収集する、その手段と言ったらいいんですかね。データ集められるでしょうかということはおいておいたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） そもそもこのデジタル手続法案につきましては、先ほども説明の中

で申し上げましたが、国の手続については、オンライン手続を原則化するという事です。

ただし、地方自治体においての手続も原則化するかどうかということについては、今回はなってございません。

非常に国レベルでの話に合わせて法律名も変わったということでの今回の条例提案です。

基本的には、国のほうとしても、我々もそうなんです、マイナンバーカードの普及がない限りは、幾らいろいろな技術、基盤が整ったとしても、手続のオンライン化が向上していくといったようなことには多分ならないんだらうなというふうに思いますし、それを国後押しするような形で、この間一部が報道関係機関に示されておりましたが、ポイントをマイナンバーカードを持っている人にポイント5,000円分でしたっけ、5,000ポイントでしたか、そういったように、何らかのメリットを与えながら、まずはマイナンバーカードを普及率を上げていこうというのが大きな狙いとなっているようでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時06分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

総務課長から、先ほどの議案第114号における答弁の訂正について発言したい旨申し入れがありましたので、許可をいたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほど7番議員さんから質問の中に、派遣職員についてのご質問がございました。ちょっと勘違いをいたしまして、一般職員と同じですというふうに、単純にお答えしてしまいましたが、ここでの規定は、公益法人への派遣の対象についてうたう規定でありまして、派遣から除外する職員についての規定でありまして、その意味からしまして、

会計年度任用職員が派遣職員からは除外しますという意味でしたので、済みませんが、ご訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

日程第8 議案第117号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第117号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第117号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、税率の改正並びに応益応能負担の見直しを行うべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第117号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の23から25ページでございます。新旧対照表は、議案関係参考資料の2冊のうち1の32から38ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

今回の改正内容につきましては、議案関係参考資料でご説明させていただきますので、資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

1の税率改正の方針の（1）条例改正の理由からになります。ご案内のとおり、平成30年度から国保事業の都道府県単位化がスタートしておりますが、本町の国保税につきましては、今年度から資産割を除いた所得割、均等割、平等割の3方式で課税しているところでございます。この国保税の標準的な算定方式につきましては、国民健康保険法第82条の2の規定により定められました宮城県の国保運営方針においては、3方式のほかに応能応益割の配分割合を応能52対応益48としております。今回は、この宮城県の国保運営方針に示す応能応益割合に準じた見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

ここで、資料にはございませんが、国保税の応能応益割と算定方式について、若干ですが触れておきたいと思っております。

まず、応能割とは、負担の能力に応じた負担のことで、国保の場合は所得割になります。そして、応益割につきましては、受益に応じた負担のことで、国保の場合は、被保険者1人当たりの人数に応じた被保険者均等割と国保世帯に対する世帯別の平等割の2つになります。

国のガイドラインでは、応能応益の割合を応能50対応益50としておりますが、さらにその応益割の内訳を均等割7平等割3としております。

国保税を算定する際には、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対しそれぞれの税率に応じた、税率を乗じた後にこれらを合算して付加しております。

次に、資料(2)の条例改正の背景でございますが、国保事業運営の都道府県単位化によりまして、その中で、県と市町村間での財源のやりとり、収支関係がどのようになっているのかについて、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

次の条例改正の資料で、恐れ入りますけれども、議案関係参考資料の39ページをお開きいただきたいと思っております。

右下の概略図をごらんいただきたいと思っております。まず、都道府県の国保会計の収入でございますが、県では国保事業に必要な1年分の保険給付費等に係る医療費等の総額を推計いたしまして、国からの負担金等を除いて市町村ごとに国保事業費納付金額と標準保険料率を算定して配分いたします。

市町村では、保険税軽減等の公費分を除きまして、標準保険料率を参考にして設定した税率で賦課徴収した国保税を国保事業費納付金として県に納付しております。

次に、支出分でございますが、市町村が支払う医療費等の保険給付費につきましては、その全額が都道府県の国保特別会計から交付金として支給されております。また、県が国保事業費納付金と標準保険料率を算定する際には、各市町村の所得総額、被保険者数や世帯数に応じて案分され、さらには、医療費等の水準も反映して算定するという仕組みになってございます。

恐れ入ります。資料の31ページにお戻りいただきたいと思っております。

(2)の条例改正の背景の3行目後段のところでございます。このようにいたしまして、県では国保運営方針の応能52対応益48の割合を基本といたしまして、国保事業費納付金と標準保険料率を算定、配分していることから、町といたしましても、この割合に準じた形の国保税率に改正するということになります。

続いて、2の実際の国保税率の改正についてでございます。この表の応能応益割合は、平成30年分の所得で試算した参考数値となりますので、来年度は令和元年分の所得で算定するた

め、結果は変わりますことをご注意いただきたいと思います。

さて、これまでの応能応益割合は、全体的に応能分である所得割にやや比重を置いたものとなっていました。改正案では所得割を減らしまして応益分である被保険者1人当たりの均等割と1世帯当たりの世帯別平等割に比重を移行した改正を行うというふうな内容になってございます。

それでは、具体的な改正内容ですが、まず、表の上段をごらんください。医療保険分でございます。医療保険分は、国民健康保険税の基礎的な部分で、町が負担する医療費等に充てられるものでございます。この所得割の税率を7.5%から1.0%引き下げた6.5%に、被保険者均等割の税率を2万2,000円から4,000円引き上げた2万6,000円に、世帯別平等割の税率を2万8,000円から1万円引き下げた1万8,000円といたします。

次に、表の中段、後期高齢者支援金分です。後期高齢者支援金分は、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するためのもので、74歳以下の方が全員が負担しております。この所得割を2.3%から0.2%引き上げた2.5%に、均等割を6,000円から4,000円引き上げた1万円に、平等割を8,000円から1,000円引き下げた7,000円といたします。

次に、表の下段、介護納付金分です。介護納付金分は、40歳以上64歳までの第2号被保険者の介護保険料相当分でございます。65歳以上になりますと、介護保険料として直接納付することになります。また、後期高齢者支援金分と介護納付金分につきましては、社会保険診療報酬支払基金を通じまして、各運営団体に交付されておりました、社会保険でも同様に徴収されております。

この所得割を2.2%から0.1%引き上げた2.3%に、均等割を8,000円から3,000円引き上げた1万1,000円に、平等割については5,000円、変わらずそのままでございます。

最後の表の最下段は、これらの3区分の単純合計でございます。参考資料ということで載せさせていただきました。

各世帯ではそれぞれ年齢構成が違うので、支援金と納付金につきましては、それぞれ対象となる世帯が変わってくるため、合計額はあくまでも参考資料となります。

これらを単純に合計した場合については、所得割を12.0%から0.7%引き下げた11.3%に、均等割を3万6,000円から1万1,000円引き上げた4万7,000円に、平等割は4万1,000円から1万1,000円引き下げた3万円となります。

もう一度表の上段、国保税の標準となる医療保険分について、改正案の応能応益割合の欄をごらんいただきたいと思います。改正後の応能応益割合は、応能53.55対応益46.45となりま

して、約2.35ポイント改善されることとなります。

また、欄外下の注意書きをごらんいただきたいと思います。保険税の軽減措置の説明になりますが、今回の改正では、所得割の税率は軽減されますが、被保険者均等割が増額となるため、世帯員数が多い一部の世帯では負担増となる傾向がございます。

ただし、応益割のほうには軽減措置がございます。注の1で応益割である被保険者均等割と世帯別平等割には低所得者対策として、総所得金額に応じて7割、5割、2割の軽減措置がございます。

注の2では、特定世帯と特定継続世帯には医療保険分と後期高齢者支援金分の世帯別平等割にそれぞれ2分の1と4分の1の軽減措置があります。

これらの軽減につきましては、新旧対照のほうに軽減率に応じまして、それぞれ具体的な金額が示されておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

なお、国保税につきましては、現在県内の保険料率水準の統一化を検討してございまして、今後におきましても県が示す標準保険料率を参考にした改正が必要になってくるものと考えてございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

少し長くなりましたが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。いろいろとご説明いただきましたけれども、この保険税の改正によりまして、平均、宮城県内の平均、当町が平均から高いのか安いのか、その辺と、それから、7割、5割、2割軽減なさっていますけれども、その辺、当町の該当者が7割、5割、2割軽減の何%ずつを入っているのか。わかっている範囲でその辺ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 最初に、本町の保険料率の位置なんですけれども、今年度で1人当たり平均にしますと、課税額は12万7,279円でございます。県全体の平均は11万3,580円でございます。県内で2番目に高いというふうな位置でございます。

最低額が7万7,796円なので、これと比較をしますと1.五、六倍の開きがあるというふうなことでございます。

それから、軽減の人数なんですけれども、割合なんですけれども、均等割のほうは4,100人くらいいるんですけれども、軽減、7割、5割、2割軽減適用されているのが総勢で2,000人近く、

48.3%が軽減になっております。

平等割のほうは、約2,200世帯ぐらいあるんですけども、このうち1,100世帯ほど、51.2%が軽減の対象となっております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 県下で2番目に高い水準と聞いてびっくりしたんですけども、要は所得、町内ではゼロから200万円までの所得の人が80%いる中で、いや、そういう低所得の人が多いのには2番の国保税、これは高いなと思いますけれども、これなりの税率が示されているから、そうなんだろうなと思われま。

そして、その反面、軽減が48.3%の人が軽減を受けているということなんですけれども、今後この推移がどのようにされていくのか。一番は、この所得に勘案していると思うんですけども、その辺どのような、今後の見通しですね。担当課長としてどう見据えていくのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 今年度の話したんですけども、平成30年度の部分で見ますと、応能・応益割合が60.43対39.57ということで、ほぼ六四と、所得割の税率が高かったというふうなことでございます。

今年度資産割廃止いたしまして、55.90から44.10と応能55.90、応益44.10ということで、若干下がったんですけども、まだ県平均とは開きがございます。所得が高いのはもちろんなんですけれども、その所得割のほうに比重が行っているんで、必然的にそこが高くなるというふうなことでございますので、県のガイドラインに示すような数値を目標としていけば、若干は下がるのかなというふうなところでございますが、いずれ、先ほどちょっとお話ししたんですけども、保険料水準の統一を図るということで、さっき言ったように1.6倍、最低のところとは1.5、六倍の開きがありますので、いずれ低いところは上げていかなくちやならないのかなというふうに感じております。

高いところは、現状を維持していくような形になるのかなというふうな、大まかな10年先の見通しなんですけれども、そういった形になると思いますので、あとは、年度年度で国からの調整交付金の額がどれぐらいになるかということも関係してきますので、その都度その都度先を見通しながら、うまく運営がいくような形で税率設定していきたいというふうな考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第118号 南三陸町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第118号南三陸町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第118号南三陸町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険財政の運営主体が都道府県化されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第118号南三陸町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の27ページ、新旧対照表は議案関係参考資料2冊のうち1の40ページですので、ご確認願います。

議案関係参考資料でご説明いたしますので、39ページをお開きいただきたいと思います。

まず、条例改正の理由でございますが、平成30年度から国保事業の都道府県単位化を踏まえまして、国保事業の財政調整基金について、積み立て、取り崩しに関する所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

2の条例改正の背景でございますが、これまで町の国保事業財政調整基金は、年度間の財政調整や大規模災害などの不測の事態が生じた場合の初期対応費用とするため、各年度の決算

で生じた余剰金の2分の1程度を積み立てしてまいりました。先ほどの条例改正でもご説明いたしましたが、この図のとおり、国保財政の運営主体が都道府県となり、市町村の保険給付費については、その全額を県の国保特別会計から市町村の国保特別会計に支払われることとなりました。

左側の四角の囲み、財政安定化基金の市町村のところをごらんいただきたいと思います。保険料の収入不足等が生じたときは、都道府県から財政安定化基金の貸付交付を受けることができる体制が整備されました。このため、町に設置する基金については、納付金の変動、給付費増や所得変動による負担増を緩和し、年度間の平準化を図りつつ、急激な保険税負担の抑制と健全な財政運営に資することが求められるようになりましたことから、これらにあわせて、国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条の積立額につきましては、当該年度の予算で定めるものといたします。

第5条の処分につきましては、基金設置の目的のために使用する場合に限り取り崩すことができるものとするものでございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

この条文の改正で、町長は5条です。町長は、基金の設置の目的に該当する場合に限り基金の全部または一部を処分することができるのとありましたけれども、今この前の議案で宮城県で2番に高い国保税だと、今高いままでこれからも推移して、よそは低いところから少しずつ上がっていくというようなご説明でしたけれども、であれば、こういう基金を取り崩しても、入れて、そして国保税を引き下げたほうが町民のためにはなるんでないかな。高いままでいくと、そこ、その高いままで町民が国保税を強いられていくので、ある程度低いところからいけば、その何年かは町民の人の税負担が国保税が低いところから上がっていけばいいのかなという思いがするわけですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基金が潤沢にあればそういうこともできるんでしょうけれども、今回の税率改正で基金のほうから多分500万円くらいは、収支を見ますと、500万円くらいが

不足することになりますので、当然基金のほうから繰り入れする形になると思います。

それから、先ほどちょっとお話ししたんですけれども、低いところは上げるんですけれども、高いところはそのまま高どまりで終わるわけではございませんで、医療費のほうも年々上がっておりますので、足りなくなれば県からは借りられるんですが、借りたものは返さなきゃいけないということで、その段階で3年を目途に返すような形になるんですけれども、借りた場合は。その段階で税率改正して上げないと返せないということになりますので、そこは慎重に長い目で見ながら対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 借りたものは返さなきゃないのは、それはわかります。

しかし、この所得が200万円までの所得が80%いる中で、宮城県で2番目に国保税が高いのかという、その町民の目線に立ったとき、いや、それでいいのかよという、そういう、自分も国保該当者なので、常々高いな、高いなと思っておりますけれども、町民のことを考えれば、それ若干でも安いほうがいいんでなかろうか。町民のためになるんでなかろうかなど。

5年後、3年後、5年後まで今の水準で何年後までいくかわからないんですけれども、医療費がかかれば、かかったなりのことをしていったほうが現実味があるのかなと思うので、ここであえて言わせてもらいますけれども、町民が県下で2番目の高い国保税なんですということが聞こえたら、町民は何て思うのかなという、そういう思いで質問いたしました。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 財政安定化基金についてお伺いしたいんですけれども、現在残高は幾らぐらいあるのか。先ほど課長の答弁ですと、今回500万円ぐらい取り崩すという、そういうことがありましたので、最近の推移、残高の推移がもしおわかりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点は、先ほど前議員の言葉にもあったように、県内で云々という、そういうことが4度ほど繰り返されました。そこで、伺いたいのは、本町のそういった国保の状況の中で、町で取り組んでいる、この人口減対策、それだけではないんでしょうけれども、こういったことが1つの引き金にならないかという、そういう懸念を当局で危機感のようなものを少しでも感じているのかどうか。その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 財政調整基金の残高でございますが、平成30年度末で3億900万円ほどでございます。

その前の年、29年度は1億5,000万円ほど、平成28年度は2億9,000万円ほどというふうになってございますが、一番その残高に影響するのが国の交付金が交付額によって残高に大きく影響してくるというふうなところでございます。（発言あり）

○議長（三浦清人君） この保険料率で人口減少の問題はないかという質問ですが、どなた。企画課長。

○企画課長（及川 明君） その1つのことだけで人口減少を防げるかと、あるいは人口増につながるのかといったことではないと思います。当然トータルで考えて、子育て支援から始まり、さまざまな支援も打ちながらも、なかなか人口もふえるということは今の現代社会の中においても非常に厳しいのは議員がご承知かと思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 先ほどのちょっと追加の説明というふうなことなんですけれども、今回の改正で軽減効果が見込まれる世帯なんですけれども、2,200世帯のうち1,600世帯が軽減効果が見込まれるということで、約70%が軽減されるというふうなことでございます。

3人以下の世帯が2,000世帯ほどございまして、全体の90%を占めてございますので、このうち1,500世帯、全体の67.8%で軽減効果があるというふうなことでございます。

全体的に平均してみますと、1世帯当たり2,400円軽減されるというふうな内容でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それで、安定化基金なんですけれども、先ほど課長から過去3年ぐらいの答弁いただいたんですけれども、その交付額の波があるのが、私ちょっとわからないので、そのこのところ、なぜ3億円だ、1億円だ、2億円だ、その波がある部分をもう少し詳しく伺いたいと思います。

あと、軽減の家庭が70%あるということなんですけれども、その軽減された分をこの見て、それでも県内で2番目に高いのか。その見方というのは、できるのかどうか。例えば、軽減の分、真水の分というんですか、その場合何て言うのかわからないんですけれども、従来のあれから、それとも軽減になって、この2番目なのか。その点説明いただければと思います。

あと、2番目という形での人口減の影響というのは、余りというか、それなりの答弁課長からいただいたんですけれども、私も町の人たちに言われるのが結構この国保に関して言われるものですから、高い、高いというような話を、これは仕方ないんでしょうけれども、そこ

で、いつも予算のときにもお聞きしているんですけども、この高い国保をできるだけ下げる方策というか、そういったやつも税務課並び保健福祉課でもいろいろ取り組んでいるようですけども、そういった成果もある程度反映されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今118号で、2つ目の質問は117号で終わっていますから、今回だけの質問にしてください。（「わかりました」の声あり）町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、基金の推移の理由なんですけれども、特別調整交付金というのは、震災関連で来ていた部分が多かったんですけれども、平成28年度で1億180万円ほど来ていました。平成29年度は6,500万円、平成30年度は4,300万円というふうに、年々下がってきているというふうな状況でございます。

それから、先ほどの軽減は、軽減前の金額でございます。軽減された分については、国から補填されるというふうな内容になっています。

保険税を引き下げるためにということで、保健福祉課と連携しながら健康づくりに取り組み、病院にかからないような形で、健康で過ごすような取り組みを推進しておりますけれども、いずれ医療費かかる分が年齢とともに高くなってしまっていて、75歳過ぎて80、90になるとかなり高くなります。結局そこに支援する部分があるので、国保のほうも高くなってしまいうふうな1つの要因もございます。

○議長（三浦清人君） 答弁、今度だけの答弁。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） ただいま町民税務課長申し上げましたとおり、私ちょっと国保は余り明るくないんですけども、いずれ社会保険に関しては、極端なことを言えば支出がなければそれで負担も下がっていくということになります。

ただ、だからといって支出を極端に抑えますと、逆に健康を害するということがございます。健康でできるだけ長くいられるという取り組みを当然我々もしておりますし、今国のほうでも保険者、市町になりますけれども、そういったところの取り組みに応じて交付されるという資金もございますので、できるだけそういったものをうまく使いながら、健康でいられる時間を長くするというふうなところを今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後に1点確認、先ほどの70%の件なんですけれども、そこちょっとまだわかりづらかったので、伺いたいんですけども。軽減になって2番目なのか、そのところだけ確認をお願いできればと思います。

○議長（三浦清人君） はっきりと。

○9番（今野雄紀君） 先ほど示された12万幾らだかというのは、軽減になっての12万幾らの平均なのか、そうでないのかだけ知らせていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 9番、先ほど話したようにね、その質問は117号でもう終わってるの。

（「ああ、済みません」の声あり）ね、先ほど今度きりと言ったんだから、ね。ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑が終わりました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第119号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第119号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第119号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書28ページ、議案関係参考資料2冊のうちの1、41ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、町長説明にもございましたとおり、もともとあります法律及び政令の改正を受けて行うものでございまして、内容といたしましては、災害援護資金、いわゆる貸付金に係る償還免除等に関する規定の改正ということになっております。

議案関係参考資料をごらんいただきたいと思います。

本条例のうち、この規定の部分につきましては、法律及び政令の規定をそのまま参照する形をとっておりますことから、改正といたしましては、こういった形をとっておりますので、規定されております条項に従って1つずつご説明申し上げます。

まず、法律第13条に関してですけれども、こちらは償還金の支払い猶予に関するものでございまして、疾病等のやむを得ない事情があるときは支払いを猶予するというものでございます。改正前は、ほぼ同様の内容でございますけれども、政令に記載されておりました。今回の改正により、法律に明記がされたということになります。

次に、法律第14条第1項に関してですけれども、こちらは償還免除に関するものでございまして、従前からございました死亡や重度の障害を負った場合に加えまして、「破産手続の開始又は再生手続の開始の決定がなされたとき」というものが加わったものでございます。

次に法律第16条に関してですけれども、これは最前申し上げました支払い猶予や支払い免除に関しまして、市町村が資産や収入について調査を行える旨を明文化したものでございます。

なお、これに続いております政令第8条、9条及び第12条につきましては、政令の条ずれに対応するものでございます。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

今回政令から法令に変わったという、そういう状況というか、何かこの変わった理由、変えなければいけなかった原因というか、理由のようなものをお聞かせいただきたいと思います。

あともう1点は、この支払いの猶予なり未納というか滞納のような形の部分がふえてきたのかというか、あるのか。

そしてあと、最後ですけれども、償還金、払うべきお金の現在の残高というか、何件、何万円ぐらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今回この政令、法律等々が改正された理由というふうなことなんですけれども、1つは、東日本大震災によります法定の償還期限が間もなくといたしますか、

早い方ですと今年度から始まっておりますけれども、ここの部分が本格的な部分を迎えるということ、それからもう1点、実はここの細かいものが制度化されます前に既に貸付を行っていたというのが阪神淡路大震災でございます。こちらの部分については、なかなか償還猶予ですとか、そういったものの細かな規定がございませんでした。今回我々の部分、東日本大震災による貸付の部分とは関係なかったのですが、ご説明は割愛させていただいたんですけれども、その阪神淡路大震災に関する部分の改正も同時に行われておりますので、そういったもろもろのことを踏まえ、あるいは今後の、それを願うわけでは決してございませんけれども、起きる可能性のある震災に備えて、今回こういった改正がなされたというふうなものでございます。

それから、次に、支払い、未納ですとか滞納ですとかというところなんですけれども、これはこれまでも何回か申し上げておるんですけれども、厳密な意味での滞納というのは、法定の償還期限が到来した方に発生いたします。そういう意味で言いますと、現在は滞納という部分はまだ起きておりません。ただ、償還計画それぞれ出していただいております。その償還計画になかなか追いついていかない方というのは確かにいらっしゃいますので、その方には丁寧にお会いして、償還計画の見直しを図っていると、今最中でございます。

それからあと、現在の債務残ということなんですけれども、現在いわゆる町が債権者になっております方については、11月20日現在になりますけれども、119人、2億4,084万7,930円が債権額ということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。私のほうからでは、払えない人がもう償還がもうそろそろ近々から始まるわけですけれども、そうした場合に払わなくていいよと、免除の対象になるのが病氣療養中、そしてまた、破産手続、破産宣告を受けた方などというお話でしたけれども、今後考えられる場合、財産を持っている人がそういう払えない立場になった場合、そういう財産の差し押さえとか、かわりにそれをというようなことあり得るのか、また、それができるのか。情報として、もしそういうことを持ち合わせているのであればお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 未納となった場合のということになりますけれども、議案の説明で若干触れたんですけれども、今回市町村に明確にその資産の調査をすることの権限が許されましたので、まずはその資産調査をしていくということになります。

それからあと、差し押さえ等ということですが、この貸付金については、いわゆる私債権になりますので、公権力を伴った差し押さえというのはできないことになります。

どうしてもということであれば、裁判所に申し立ててというふうなこと、そういったその手続になっていくということになります。

○議長（三浦清人君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第120号 南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第120号南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第120号南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、いわゆる障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、助成対象とする障害区分を拡大すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第120号南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の31から32ページです。新旧対照表は、議案関係参考資料2冊のうち1の43から49ページとなりますので、ご確認をお願いいたします。

議案関係参考資料でご説明申し上げますので、42ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の理由でございますが、障害者総合支援法、正式名称は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律になりますけれども、この法律では障害者の種別にかかわらず、福祉サービスの提供が求められ、障害者福祉サービスにおける3障害、身体障害、知的障害、精神障害の3つの障害の均衡を図る観点から、対象者を拡大するため、医療費助成制度の対象に精神障害者を加える改正を行うものでございます。

条例改正の背景でございますが、本町では障害者の適正な医療機会を確保するとともに、障害者の経済的な負担の軽減を図ることを目的といたしまして、特別児童扶養手当1級受給者、療育手帳A所持者、身体障害者手帳1、2級所有者等を対象といたしまして、所得の制限を設けて医療費の自己負担額の一部助成を行っております。

この事業に対しまして宮城県から補助を受けているところでございます。

この市町村が行う障害者医療費助成事業について、県では障害者総合支援法の趣旨に鑑み、令和元年10月から精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する方を対象とするよう、制度を拡充したところでございます。

このため、本町におきましても、これにあわせて心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、詳細な説明は省略いたしますけれども、心身障害者医療費助成条例の表題を改正するなどして、対象範囲に「精神障害者保健福祉手帳の1級」を追加するほか、文言の整理を行うものでございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 助成対象者に精神障害者を加えるということですが、この精神障害者保健福祉手帳1級所持者という方、当町に何名ぐらいいらっしゃるのか。

金額でどれぐらいを30年度以降、令和元年とかが多分予想とかできるかと思っておりますけれども、どれぐらい見込みなのか、わかる範囲でお願いします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 現在1級の手帳を持っている方、14名ほどございます。

心身障害者の今年度、平成30年の実績が3,000万円ほどございまして、1人当たりになると11万円から12万円くらいになります。

単純に14人掛けると160から70万円くらいというふうな年額でございます。

県のほうから2分の1補助というふうなことになりますので、令和2年度以降の見込み額、今のところ人数が変わらなければ80万円ちょっとぐらいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第121号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第121号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第121号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は令和元年度志津川地区（その3）道路災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第121号の細部説明を申し上げます。議案関係参考資料の2冊のうちの2の1ページをお開き願いたいと思います。

工事名が令和元年度志津川地区（その3）道路災害復旧工事でございます。具体的には、八幡川右岸の自然的土地利用ゾーンで国道45号から乗り入れるための道路をつくるものでございます。

工事概要といたしまして、復旧延長が321.6メートル、記載はございませんが、幅員は13メートル25センチから7メートル50センチまでとなっております。

道路土工といたしまして切り土が3,040立米、盛り土が路体、路床合わせまして4,230立米となっております。そのほか、側溝等の排水施設を整備する予定となっております。

舗装につきましては、全区間記載のと通りの舗装を実施する予定でございます。

入札執行日は、記載の令和元年11月6日、入札方法につきましては、制限つき一般競争入札でございます。

以下、6から13まで入札状況を記載してございますので、ご確認をお願い申し上げます。

工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から令和2年3月27日までとしてございますが、周辺の工事との調整がございまして、繰り越し予定としてございます。

具体の工事完了につきましては、今後関係各位と相談しながら決定をさせていただきたいと思っております。

なお、繰り越しの手續にしましては、3月の定例会にご提案申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2ページが平面図となっております。着色している部分が今回の工事箇所になります。全体で320メートルほどございます。

国道と現地盤の落差が約8メートルほどございますので、いずれ下り坂の道路となっております。いまして、国道45号との取り付け部分、失礼しました。交差点部分、約2%ということで、ほぼほぼ平らな面を残し、そこから6%での坂道となります。

3ページ目が横断図を添付させていただきました。下から国道、下の大きい図面が国道側、それから、上が低地部のほうということで、それぞれ場所によって盛り土高が変わってございます。

まずもって、道路左側でございますけれども、2メートル50の幅員のある歩道を整備する予定でございまして、基本的には車道2メートル75センチをそれぞれ確保いたしまして、必要な路肩の幅、それから、カーブ内につきましては、内輪差が発生しますので、それぞれ必要な拡幅量を設けてございます。

4ページに仮契約書がございますので、ご確認いただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今議案は、請願書の平成30年請願7の1高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書、これに関係する工事だと読み取れるかと思っておりますけれども、これ、

請願、陳情等の処理状況ということで、参考資料2の1のほうの4ページ目に処理状況が書かれていまして、この中で質問もさせていただけたんですけども、回転所については別途計画しているところであるということで書かれております。

本議案にある平面図につきましては、回転所の記載がありません。回転所について、別途計画しているところであると、計画進行中であるというふうに取り取れますが、こういった回転所を構想されているのかお聞かせいただきたいのが1つ目。

それから、請願者の同意を得た上でこの議案を出してこられているのか。その辺も確認させていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点でございますけれども、まずもって、1点目の回転場所でございますが、当然請願書の内容でございますとおり、大型バスが通ると、利用があるということでございましたので、大型バスが切り返しをせずに回ってこれるようにという大きさのものを今考えているところでございます。

それから、請願者の同意を得たのかということでございますけれども、当然この図面まとめるまでも何度かうちの担当がお会いをしているはずでございます。それで、まずもって大型バスがすれ違いができるように、それから、歩道があるように、歩道を設置するようというご要望を承っているというふう聞いてございますので、それはかなえているといえますか、そのとおり設置しております。

それと、安全面という文言もたしかあったと思うんですが、この間申し上げましたとおり、この計画につきましては、私のほうで勝手に思いでつくっている部分だけではなくて、当然交通管理者側の意見もいただきながら、それぞれ訂正をかけてございます。

それで、工事始まる前に、うちのほうとそれから復興推進課のほうで郵送でということでございますので、関係資料を送らせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 担当者の方が何度かというご説明ありましたが、それはどういった方がいつ誰に会って説明をして同意を取りつけているのかわかりますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体的に誰といえますか、いつどこでという話までいくと、なかなか今持っていませんので、わかりませんが、多分私も一応現場のほうに私も行ったこと

ありますし、それぞれこの工事計画を進めるに当たって、お伺いを立ててお会いをして、図面、それから現場でのほうでのやりとりをさせていただいているということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっと話が食い違ってきていると思います。請願者のほうに聞きましたら、同意はしていないということです、そのあたりもう一度確認をしていただいたほうがよいかと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時23分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

今の話、今休憩中の話でしたので、本会議に戻りましたので、建設課長、その辺の答弁。議事録に載せますから。

○建設課長（三浦 孝君） 資料は送らせていただいていますと。

それで、それに対してこの工事内容でいいですかどうか、そういう同意をいただけることが必要かどうかは別にして、返事はいただいているという状況です。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 返事が来ていないということですがけれども、初日、私がこれに関連した質問をしたときに、請願者のほうからまず図面なんかが届いた後、再度のお願いという形で手紙が町長宛てで出されています。それに対して、まだ返事が来ていないと。復興推進課長のほうから弁護士さんとも確認するため、時間がかかっているというような回答がありました。

ですから、今ボールは建設課あるいは復興推進課のほうにあるかと思います。

そういった中で、この議案が出てきているわけで、ここはちょっと私としては、違和感を感じております。

そんな状態でもこの議案を出すということは、正しいやり方というか、ちゃんと条例にのっとったやり方だというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確かにお相手の方からお手紙をいただいております。

しかしながら、全てのものを町がかなえられるかという、そうではない部分もございますので、そこはご意見はご意見として伺ってございますので、当然この計画の中で請願者が懸念されている部分については、払拭するように努力するということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も今の建設課長の答弁というのは、町のほうの考えだと思いますが、強権的に私は横暴だと思います。

原形復旧の道路整備だとは思いますが、やっぱり周辺の地権者と相談なしに一方的に進めるというのは、私はどこかおかしいと思います。

別なことを質問したいんですが、今現在まだこの地区には残土が残っていて、これをどうするんだということで、私も復興推進課のほうに状況を聞きに行ったら、ここの整地の部分の工事があるんだが、これがなかなか入札成立しないということなんですけれども、今現在ここに上がってきている、この議案に関しては、その残土を残したままで工事ができるのか。それが1つ。

あと、この辺周辺の土地に関しては、まだ地権者の、私が前に聞いたときはまだ地権者の同意がとれていない部分もあるというような形の説明だったんですが、その2点、現状どんな状況でしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今おっしゃったもう1件の工事とこの道路工事ほぼ同日に入札公告をさせていただいております。

残念ながら、もう一方のほうは入札参加者がいないということで、不調になってございます。

一番最初に申し上げた関係工事との調整を図りながら、繰り越しを前提にしていますというお話をさせていただきました。

基本的には、残土がなくなるとこの絵に描いたような形には工事はできません。まず、残土の撤去、それが一番最初にやるべき仕事でございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 地権者の同意という後段のご質問でございます。本エリアにつきましては、町といたしまして、土地交換事業をご提案申し上げて、そういった形で現在まで取り組みを進めているところでございます。

ただ、この図面のエリアに関しましては、いわゆる個人あるいは法人の方の土地が最終的には5カ所程度残るのかなというふうに思っております。地権者の同意というお話でございましたが、5カ所程度で、程度と言ったら失礼なんですけれども、5カ所でございますので、それぞれの地権者様のところにうちの職員が参じまして、町の内水排除の取り組み及び建設課のほうで実施をします、この道路のことにつきまして説明をさせていただいて、こう言ったらいいのかな、一部請願者の方からの同意はいただけてはございませんけれども、それ以外の方につきましては、おおむね了解ということでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 復興推進課長の5カ所の部分でまだ土地に関しては整理が終わっていないというような説明だと思んですけども、そして、今復興推進課長は、この土地のまだ換地に同意してくれないというような人がいたときに、職員がやっぱり何回かその土地の所有者に相談に行っているというような形の話をしていましたけれども、何でこの今話題となっている高野会館さんに町のほうで何回も顔を出し、足を運んで説明しないのか。

私は、その辺がおかしいと思います。復興推進課がして建設課がやれないわけがないと。

そういった意味合いを考えると、やっぱり町独自でこの当該の所有者に関しては、やっぱり心配り、気配りが私は足んないと思います。

そして、この会館の脇に以前郵便局がありましたが、郵便局の土地に関しては、土地の交換というような意味合いなのでしょうか。町のほうで別な土地を提供して、この土地を町のほうにというような形の交換条件というような形なのでしょうか。

この部分が逆に、一番この地区では多いのかなと思うんですけども、ただ、課長もさっきの5カ所というところに、点々とその土地があったらば、やっぱり工事は進まないし、そして、建設課長が言ったように、これと一緒にやるといったらば、やっぱり繰り越しを想定しないといけないと思うんですけども、建設課長見通しとして、この土地の入札が決定するというのは、想定では大体いつぐらい。

それが終わらないと、多分この工事って始まらないと思うので、その辺お願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、前段の部分でございます。5カ所ということをお申しました。土地交換事業は、あくまでも町の任意事業ということで実施をします。

ですので、強制的に交換をとすることは、町は当然考えていないし、ということをお申し

上げさせていただきます。

その上で、ここに土地を持ったままでいいですよという方それぞれの考え方それぞれでございます。点々と言われれば、ある意味点々の部分もございますけれども、あと面積の大小も大分ございます。ただ、その方々の土地に対しましては、町として乗り入れ口を整備するなりという形で、事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

同意をいただいた経緯は、あくまでも結局震災による地盤沈下あるいは今あそこ、この5ヘクタールほどのエリアのフォーメーションが崩れていますので、そこをならず関係で、一定程度盛り土をしなきゃいけない箇所がある。そうしますと、その土地、おたく様の土地を盛らないといけないんでということでの同意をいただいているということでございます。

あと、後段の入札の関係でございます。2度入札に付したんですけれども、2度とも不調でございました。

年が明けましたら、また再度状況とかをいろいろ情報収集を建設課ともどもした上で、何とか年度内にもう一度入札に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 土地に関しては、震災発災後からいろいろな問題がやっぱり、私は起こっていると思います。

そして、この土地に関しても、例えば世帯主、店主が亡くなって、その人たちが散り散りばらばらになってということは、町のほうでも把握していると思うんですけれども、もう土地なんかというような考えの方も私はあると思うんです。そういった人たちは、そのままいいよというような形もないわけではないと。

しかしながら、私も身内の分で折立地区の今堤防つくっているのがあるんですけれども、あそこも最終的には町の震災復興に協力していきたいというような形で、今まで延び延びになっていたけれども、ここまで工事が進んでくると町のほうと交渉したというような経緯もあるので、その辺は誠意を持って交渉に当たれば、地元の町民です。町の復興を考えていけば、了解してくれる部分もあると思います。

しかしながら、このホテルの跡地に関しては、今の町の方向性を考えると、私は無理なのか。なかなか合意は得られないで、強制的な部分が出てくるのかなと。やっぱりこれも裁判になるのかなと。私は、ちょっとその辺を懸念しています。

とりあえず、余り地元の個人、事業所ともめないような形で町ではこういった土地の復旧、そして復興、その辺に取り組んでほしいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。前者申しあげました郵便局の、その土地なんですけれども、今はこの隣に郵便局が建っておりますけれども、その土地というのは、交換したのか。今でも郵便局のものになっているのか。ここが大事なポイントだと思うんですよね。

今ここにあの場所に土が盛られてあるので、何も手つかずで、今後の計画も見えないような状況なんですけれども、それが有効活用されていけば、この道路も回転場所ができて、先が見えてくるのかなと思われるのが1点。

それから、19号台風でここはきょう防災祈念公園のことでも水がかぶって、大分水をはくの苦労したことを聞きましたけれども、やはり19号のときはここも大分水が乗って、はくの時間がかって、次の日までも水がたまっている状況だったんです。

ということは、今後ともそういうことが起こり得る。この震災で地盤沈下、さらには水はけが悪い。そういう状況で、安全面が確保されているということは、ちょっと疑わなきゃならないのかなという思いがあります。

そうしたとき、町はその水はけをよくするために、何らかの手だてをとらないとだめなのかなという思いがするわけなんですけれども、その2点お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。郵便局の件、答弁漏れでございました。郵便局の高野会館様の隣接地の土地につきましては、現在も郵便局様の所有でございます。高台の現在工事をしております土地との交換ではございません。

これがまず1点目でございます。

あと2点目でございます。19号、そうですね。冠水あのエリアいたしました。当然建設課、建設課長も私も現地確認をしております。なかなか水がはけない状態と。何とか対応しなければいけないということで、結果的にはポンプ排水ということで、何とか工事業者と話をし、時間はかかりましたけれども、ポンプをつなぐなりをして排水をいたしました。

今後も同様なことが生じることは当然考えた上で、建設課、そして復興推進課、あとはバック堤の県の土木事務所、あとは防潮堤ですか、の振興事務所の担当との間で、あと工事業者も入れてですね、こういった場合の仮設排水のやり方について、関係事業者でちょっと知恵を出そうということで、これまで2度ほどちょっと打ち合わせをさせていただいております。

できる限り事前に備えておくという形で、町としてできる、現時点でできる内水排除対策を今検討して、検討した結果は実行に移すようにというふうに考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま郵便局さんはいまだに郵便局さんの持ち物というご回答でしたけれども、現在はこっちに移転しているから、もうここは計画としては郵便局さんは使う目的がないというように解しますけれども、それであっても、やはりここの利活用ですね。道路をつくった場合のバスの今の状況、この議案の状況では、バスの回転先変更、何台もバスが来ると戻れないという状況がこの図面だけでは想定されますので、こういう郵便局さんの土地であっても、有効活用できるような、何らかの手だてを中に入れて借りてやるとか、そういう相談に乗っても、してあげるのも1つの手だてかなと思われまますので、そういうことを今後考える必要があると思われまます。いかがでしょうか。この点は。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、私のほうから。当該地は、郵便局も法人ですので、民地でございます。そこを町が借り受けてと。例えば駐車場のよう形でとか、転回場のよう形でというふうには現時点では考えてはおりません。

この私の答弁の後に、建設課長から現在想定している、その転回場の位置についてちょっとご説明をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2ページの図面をごらんになっていただきたいと思ひます。

ちょうど道路がU字の形をしてございます。高野会館様の建物、南側になりますけれども、そこが現在町有地となっております。今確実に用地が確保できておりますのがこの場所でございますので、ここの位置に回転場を、先ほど申したとおり、切りかえをせずに回転できるくらいのスペースを確保して整備をするという予定でしてございます。

まだ確定はしていませんが、計画はそれで今固めてと申しますか、精査をしているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） まだありますか。（「確認です」の声あり）確認。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この図面から申しますと、現在もここの会館さんの向かいの南側のスペースと言うんですけれども、そこは残土があるところと解していいですか。まだ残土が乗っている場所だと思われまますけれども、そこにぐるっと回ってきてここの今残土が乗っているところ、町有地だというお話でしたけれども、そこで駐車場ができる。そこに利用できるということでしょうか。イメージが湧かないんですけれども、残土……

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 図面で、先ほど坂道の部分が実は字が非常に小さくて見えづらいとは思いますが、No.8と、ちょうど一番下のところですね。U字のこの部分、この辺ではほぼ地盤と一緒にの高さになります。当然現在その周辺残土がございますので、今議員おっしゃる場所についての残土、これを撤去しなければ回転場等をつくることは不可能でございます。

まずもって、この工事を進めるためには、残土を一日も早く撤去をすることが肝要だというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（千葉伸孝君） 何点か伺いたいと思います。

先ほど課長の説明では、町の工事ということで、幅13メートルから7メートルの道路をつくるという、そういう説明ありました。

そこで、今回この道路約1億円かけての道路ですが、そこで伺いたいのは、先ほど課長の答弁じゃなくて説明あったんですけども、自然的土地利用という、そういう説明がありました。私再三いろいろなところで聞いていて、自然的土地利用というのは、言葉は悪くすると、モダにするという、そういうことと同意味みたいですので、そこで、今回こういった1億円かけてする町の工事、将来的にこの有効に使う考えというか、この方策というか、ある程度固まっているのか。

以前ですと、ネーチャーセンターができるということで、今回こういった道路理解はできるんですけども、そののところ1点伺いたいと思います。

あともう1点は、先ほどより出ている残土のこの撤去ということなんですけれども、課長の先ほどの説明では、一部盛り土にする部分に使うということで、そこで、ちょっとこれ関連になるかどうかわからないんですけども、残土に関してなんですけれども、実はこの図面の、2ページの図面の45号線なんですけど、町内の頻繁に通行している方から私としてはこの下の図面の部分の45号線しっかりできていると思っていたんですけども、町内の方のいろいろというか、話があって、この45号線ののり面の部分がいざ災害で崩れたら、大変なことが起きるんじゃないかという、そういうことを懸念している町民の方もおられまして、そこで、町内まだ復興が終わりが間近ということでもあって、残土が町内各所にある状況の中で、そういった使わなくなったというか、残土をこの45号線の水尻川沿いののりにもっと補強したらいいんじゃないかという、そういうことを懸念している方もおられますので、こ

の件に関して、45号線大丈夫なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 自然的土地利用のご質問でございます。以前も私記憶いたしております。本議案は、そのエリア内の災害復旧の道路と。この近傍の最終形ということだと思わうんですけども、まず、入札で不調だったと言っている内水排除事業においては、いわゆる自然的土地利用、例えば芝の種をまいたりとか、松林の松の苗をとという部分までは想定はいたしておりません。

ただ、町として庁内でいろいろ議論したんですけども、一定程度のお金の枠というのも意識した中で、ただ、管理もお金の枠、あと管理も意識した中で、あとは何年かかるかというのも意識した中で、実はこの緑地化につきましては、現在復興交付金の対象外でございますので、町としていろいろな関係団体からの寄附とか、あとは管理を考えた単費を何年度にどのくらいまで入れていこうかという中で、決定していくものかというふうに理解をしているところでございます。

前も言いましたけれども、いわゆるモダにするようなことはあってはならないというふうに私どもは考えております。

2点目の国道に腹づけしたらということでございますけれども、国道45号、国交省が整備をいたしました、当然これ盛り土でございますが、盛り土の安定勾配、あとは例えば横断側溝とか、しっかりと基準に基づいて整備をしているものと思います。

ただ、町内の残土と余剰の分腹づけしたらということでございますけれども、どのくらい残土が発生するのかとか、あとは誰がやるのかとか、現実的にやらなきゃいけない、その積極的な事情とかいった部分、今突然のご質問でございますけれども、について、私ちょっとお答えは持ち合わせてはおりません。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長より自然的土地利用に関して説明あったんですけども、私今の説明で、芝も松も何も植えないということは、本来ならば、こういった事業する上で、ある程度ランドデザインもあるわけですし、かすかなと言ったらおかしいですけども、見通し、有効に使うための見通しというのは、必ず必要だと思うんですけども、寄附を募るとか利用するという答弁もあったんですが、そういったこと以前に、例えばこの部分は松原の壊れた部分も残しているので、それなりにそういったことも兼ね合わせて、あとは、干潟の

部分も利用するような、そういった、もう少し具体的に見えるような利用方法を構想していく必要があるんじゃないかと思いますが、その点もう一度伺いたいと思います。

あと、残土の撤去ですけれども、45号線へという、そういう質問なんですけれども、やはり町民の方の中には、今回の台風16号を初め、いろいろな災害であの部分がやられたらそれこそ孤島状態になってしまうんじゃないかと、そういう懸念もありますので、なおさら水尻橋もなくなりましたし、港橋もなくなった関係で、そういったところも懸念しているという町民の方がいるということをしわかっていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 私の説明が雑で申しわけございません。

最終的に、あそこ昔松があったということで、最終的には防潮堤の背面の部分に松を植えようというようなお話はしております。

それ以外の平場の部分につきましては、緑地化ということで、芝の種をまいたりというような形を現在考えております。

全くやらないということではなくて、まず道路事業が先行して走るということにしておりますけれども、その後内水排除の工事を入れまして、それで基盤を整える。その後にこのエリアで言えば、松林の松の、例えば耐性松とかの苗をと。あとは緑地化をということでございます。

ただ、ここだけではなくて、これの例えば公園の北側も含めた約10ヘクタールのエリアでこの事業を考えておりますので、なかなかお金とか、あと時期とかを考えると、今ここで軽々に1年でやりますということはなかなか言えないと。

ただ、町としての考え方とすれば、そういうような形で道路、あとは基盤の整備、その後自然的なしつらえというふうにやっていこうというふうには考えております。

あと、後段の部分につきましては、（発言あり）いいですか。あと建設課長のほうから。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在各地にある残土の山でございますけれども、基本的にはほぼほぼ行き先が決まっております。

防潮堤の背後に盛り土する部分ということですが、全て使い切れるかという、若干残ります。

残る土は、盛り土に適さないものがほとんどでございますので、逆にここに盛り土をするということは、崩れることを覚悟の上で盛り土すればいいんですけれども、そうでなければ、逆

に不安をあおるだけだというふうに考えられますので、残った残土で腹づけということはなかなか、そういう面では難しいんだろうというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（千葉伸孝君） では、土地利用に関してなんですけれども、課長答弁あったように、いろいろな松、その他芝生検討しているようなんですけれども、ここで確認というか、お願いしたいのは、自然だからといってススキを植えるようなことだけはないように、ここでお願いしたいと思います。でき得るならば、先ほど言った道路向かいの10ヘクタールの公園との何らかのコーディネートされたような使い方だなと思われるような形で整備して行ってほしいと思います。

ちなみに、松もいいんですけれども、桜とかどうなのか。今あれなんで、検討の余地があるかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 祈念公園を間に挟むような形になりますので、今議員がおっしゃられました祈念公園と調和のとれたような自然的土地利用であってほしいなと私も思っております。

あと、桜の関係につきましては、全く不可能ではないのかなというふうには思っておりますが、いずれどういう樹種をどのエリアにという部分につきましては、今後具体化されていくんだろうなというふうに思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。

その前に、時間を延長いたします。

2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも本議案につきましては、冒頭にもありましたが、請願者の了解、合意をとりつけていないと。ノーということでした。

したがって、この1億円規模の工事をそのまま進行させると、受注者の方にとってもいろいろとトラブルが起こる可能性、リスクがあるかと思えます。

それから、回転所とか、あと残土の話なんかも出ておりますが、建設課長のほうから、今の

時点で繰り越し予定があるというようなことでもありました。

ですから、煮詰まっていない部分が多々あると思います。最初から繰り越し予定があるのであれば、次回の定例会で出してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

したがって、本件、反対の立場でございます。議員の方々にはこのリスクがあるということも認識していただいて、よろしくご判断いただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、この議案を賛成とすべきという立場から討論させていただきたいと思います。

私は、第一義的に考えたほうがいい。今反対討論の中でもございましたけれども、高野会館、あえてお名前を申し上げれば、周辺の道路整備は、その土地をお持ちの方のためにもいち早く速やかに整理すべきだろうというふうに私は考えます。

同意がないというお話でしたけれども、もう道路は作りませんよと、つくれませんよと。財源が見つからないのでとなってしまうのが私は考える最悪の未来であろうと思います。

でも、反対、もっと計画を煮詰めるべきというご意見もそういうお考えがあるということにも一定程度理解を示しますけれども、どうもそちらの最悪の未来の方向へ誘導していつまっている可能性もあるのではないかと私は端的に感じております。

公金でつくります公道でございますので、これを早くつくって、震災遺構を通して活用されているようでございますが、高野会館を見たいという方々を安全にご案内できる道路をつけたほうがよいのではないかとというふうに考えます。

お話を聞いている中では、バスもすれ違えると。歩道もあると。国道にトンネルをあげようというお話もありましたけれども、それはない。転回場に町有地を貸すようなお考えもあるというようなことでございますので、私はこの参考資料2ページ目に出されている図面は妥当な図面なのではないかと考えますので、賛成の立場から討論とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私からは反対討論とさせていただきます。

まずもって、今回のこの道路の尻切れになっているというところですね。いろいろお話聞くと、駐車場も用意しますよって、口頭ではありますけれども、この図面どおりいきますと、ここで終わってしまう可能性もなきにしもあらずとして、議会の今まで議論したことが実現できなくなってしまうおそれがある。

そういうことからしても、これにはまだ、まして前者が言ったように、繰り越しでやるとい

うことがわかっていますから、もう少しここを駐車スペースと残土がなくなった後のことまで考えて、議案として出すべきだと思いますので、この案に対しては反対いたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第121号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） よろしいです。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後4時02分 延会